

一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟

第15回研修会  
公認心理師養成コアカリキュラム

配付資料

2024年2月12日(月・祝) 11:00~16:30 (Zoom)

ハイブリッド開催 (会場参加+オンライン参加)

会場:ワйм貸会議室高田馬場(東京都新宿区高田馬場1-29-9 TDビル4F)

# 一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟 第15回研修会 「公認心理師養成コアカリキュラム」

ハイブリッド開催（会場参加+オンライン参加）

2018年度から公認心理師の養成がスタートし、私たちは6年間の課程(大学課程4年間+大学院課程2年間)での養成を標準的コースとして行ってきました。養成の根幹であるカリキュラムをどのように考えるかは、極めて重要な課題です。当連盟の公認心理師養成カリキュラム検討委員会(以下、委員会)は、「コンピテンシー・モデルに基づく公認心理師養成カリキュラムの提言」を作成し、ホームページで公開しました(2023年5月31日付)。提言のキーワードは、「コンピテンシー」というコンセプトでした。

これを踏まえ、今年度の委員会では、公認心理師の職能団体である公益社団法人日本公認心理師協会と共同して、「公認心理師養成コアカリキュラム案」の作成に取り組んできました。パブリックコメントや公養連会員からのご意見をいただいた上で、年度内に公開予定です。そこで、此の度の第15回研修会では、委員会より「公認心理師養成コアカリキュラム案」の概要について説明し、養成担当者である私たちから質問をし、意見を述べる機会と致します。

なお、この研修会は、公益社団法人日本公認心理師協会の後援を受けています。また、〈専門認定制度〉に係る「テーマ別研修」(分野共通、4単位)の承認を受けるため申請中です。 ➡2023年12月20日承認されました。

注) この研修会は、実習演習担当教員及び実習指導者の認定に係る法定講習会(「公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会」)ではありません。

## 記

**開催方法** ハイブリッド開催（会場参加+オンライン参加）

**日時** 2024年2月12日(月・祝) 11:00~16:30（受付開始10:30）

**定員・場所** ① 会場参加 50名(申込先着順) 場所: ワイム貸会議室高田馬場 Room 4B  
東京都新宿区高田馬場1-29-9 TDビル4階 (リンクあり)  
JR山手線・西武新宿線 高田馬場駅 戸山口徒歩2分  
東京外環東西線 高田馬場駅 5番出口徒歩5分

② オンライン参加 80名(申込先着順) 場所: Zoomによる同時双方向型ライブ配信  
○ お申し込み後の参加形態の変更はお控えください。

**参加資格** 当会会員(正会員機関関係者<sup>\*1</sup>、個人賛助会員、団体賛助会員関係者<sup>\*2</sup>)  
研修会開催日以前に入会を申し込み、入会承認前の場合、「入会予定者」として本研修会に参加できます。

<sup>\*1</sup> 正会員機関の教職員、実習先スタッフ(正会員機関名は、公養連ホームページの「正会員機関一覧」でご確認ください)

<sup>\*2</sup> 団体賛助会員となっている学会、職能団体等(計6団体)から各1名まで

**申込期間** 2023年12月21日(木)~1月24日(水)17:00  
公養連ホームページの第15回研修会特設サイトからお申し込みください。  
<https://kouyouren.jp/training>

○ 正会員機関関係者枠で同一機関から複数名がお申し込みの場合は、1名ずつご入力ください(振込確認および参加人数カウントの都合上、複数名連記はお控え下さい)。



**参加費** 払込期限: 2024年1月31日(水) 事前送金  
請求金額: 1人2,200円(税抜価格:2,000円、消費税(10%):200円) 銀行振込もしくはクレジットカード払い  
事業者名: 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟(商格請求書発行事業者登録番号:T1011105008760)

- 参加費の入金確認を以て、参加受付確定となります。入金された後の返金はできませんのでご了承ください。
- 払込期限までに入金が確認できない場合は、お申し込みをキャンセルされたものとして処理させていただきます。
- 領収書は、入金が確認されましたら、個別ページよりPDFファイルでダウンロードできるようになります。所属機関等の事務処理上、PDFでの領収書が認められない場合は、お申し込み時に予め「連絡事項」欄にてお知らせください。

**参加証 研修修了証** いずれも、研修会終了後に特設サイトのマイページからダウンロード可能となります。ダウンロード期間については、後日ホームページ等でお知らせします。

- [参加証] 出張申請の事務手続などにご使用ください(一部のみの参加の場合にも発行されます)。
- [研修修了証] 公益社団法人日本公認心理師協会(職能団体)の専門認定制度に係るポイント申請の際にご使用ください。研修修了証の発行には、講演及び2つのセッションの全行程(計230分)への参加が必要です。なお、専門認定制度により認定専門公認心理師/認定専門指導公認心理師として認められるのは、日本公認心理師協会の会員であることが条件です。

## 第15回研修会

10:30	受付開始 [会場参加] ※ 出欠確認およびグループワーク時のグループ分けのため、座席を指定させていただきます。 [オンライン参加] ※ 同時双方向型ライブ配信でのオンライン参加は、カメラオンをお願いします。また、グループワークがありますので、カメラ・マイクが使用できる環境でご参加ください。グループワークにご参加いただけない場合は、専門認定制度ポイント申請のための研修修了書は発行されません。 ※ Zoom参加時の氏名表記は、「氏名(フルネーム) 所属機関名(略記可)」としてください。Zoom待機室にてお名前を確認します。		
11:00	研修会開始 開会の挨拶: 公認心理師養成を 11:10 取り巻く状況	総合司会 川畑 直人 (事務局長/京都文教大学) 鶴 光代 (会長/淑徳大学)	
11:10	講演 「公認心理師制度を巡る諸課題について—高等教育全体の動向・他職種との養成課程の事例から—」	オーガナイザー 川畑 直人 (事務局長/京都文教大学) 講師 保坂 孝 (文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 室長)	
12:10	12:10 13:10	昼休	
13:10	セッション1 「大学課程のコアカリキュラム」	オーガナイザー 平間 さゆり (研修委員/川村学園女子大学) 話題提供者 元永 拓郎 (公認心理師養成カリキュラム検討委員長/帝京大学) [グループワーク] 30分 小グループでの意見交換 30分 全体シェアリング	
14:40	14:40 14:50	休憩	
14:50	セッション2 「大学院課程のコアカリキュラム」	オーガナイザー 山口 豊一 (研修委員/聖徳大学) 話題提供者 樋口 亜瑞佐 (公認心理師養成カリキュラム検討副委員長/愛知教育大学) [グループワーク] 30分 小グループでの意見交換 30分 全体シェアリング	
16:20	16:20 16:30	閉会の挨拶 事務局連絡/当日アンケート	野島 一彦 (副会長/跡見学園女子大学) 藤城 有美子 (事務局次長/駒沢女子大学)

連絡先 一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟 事務局  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-16-508  
お問合せ等には、ホームページの「お問合せ」フォームをご利用ください。  
<https://kouyouren.jp/contact>

## 参加にあたっての諸注意

### ● 受付

研修会の受付開始は10時半です。

**【会場参加者】** 受付で渡された参加票の番号の座席にご着席ください。グループワークの際に、同一所属機関からの参加者同士が同じグループにならないよう、予め座席を指定しております。研修会中にスタッフが巡回し(参加票に押印)、出席状況を確認させていただきます。

**【オンライン参加者】** ご入室時に、Zoom 待機室にてお名前を確認致します。Zoom での表示名を予め「氏名 所属機関名」に設定してから待機室にお入りください。表示名がお申し込み名と同一のかたから順に、確認作業を行います。10時25分までに、送付されたメールにある参加リンクよりアクセスしてください。オンライン参加での同時双方向型ライブ配信は、カメラオンでのご参加をお願いします。また、グループワークには、カメラ・マイクが使用できる環境でご参加ください。

※ メール の 件名: **【公養連】**第15回研修会用 Zoom 情報送付

※ 参加リンクが表示されない場合は、メールの表示形式がテキストになっていることがあります。表示形式をHTMLにしてご確認ください。

※ グループワークにカメラ・マイクが使用できる環境でご参加いただけない場合は、日本公認心理師協会による公認心理師専門認定制度でのポイント申請のための研修修了書は発行されません。

### ● 領収書

お申し込み時のマイページ(特設サイト)から、ダウンロードできます(2月1日から3月25日まで)。

## ● 日本公認心理師協会による公認心理師専門認定制度でのポイント

第 15 回研修会は、(一社)日本公認心理師協会による公認心理師の専門認定制度に係る研修会として承認されています。研修修了証を希望されるかたは、**研修会終了時の当日アンケート**からお申し込みください。2 月下旬を目処に、お申し込み時のマイページ(特設サイト)から、ダウンロード可能となります(ホームページおよびメールニュースでもお知らせ致します)。**ダウンロード期間は 3 月 25 日まで**となります。

分野) テーマ別研修 分野共通

単位) 4 単位

要件 1) 「研修修了証」の発行には、**研修会の全日程に参加**している必要があります。参加確認の為、研修会中に複数回示される合言葉を、申し込みフォームにご記入いただきます。また、随時の Zoom 巡視を致します。

※ 部分参加しかできない場合、研修修了証の発行はできません。参加費の研究費払いなどで、部分参加であっても参加を証明する書類が必要な場合は、特設サイトのマイページから、**参加証がダウンロードできます(3 月 25 日まで)**。

要件 2) 専門認定制度により認定専門公認心理師/認定専門指導公認心理師として認められるのは、**日本公認心理師協会の会員であること**が条件となっています。本来であれば、(一社)日本公認心理師協会に入会し、「導入研修」の動画を視聴後に「テーマ別研修」を受講することとなっていますが、現在は移行期間なので、日本公認心理師協会入会前の「テーマ別研修」の単位も遡及して認められるとのこと。詳細については、日本公認心理師協会にお問い合わせください。

なお、日本公認心理師協会の専門認定制度については、次のホームページに説明があります。

[日本公認心理師協会 公認心理師の生涯学習制度について](#) (リンクあり)

以上

## 配付資料 一覧

講演		1
公認心理師制度を巡る諸課題について—高等教育全体の動向・他職種の養成課程の事例から		
	オーガナイザー	川畑 直人
	講師	保坂 孝
セッション1		13
大学課程のコアカリキュラム		
	オーガナイザー	元永 拓郎
	講師	平間 さゆり
セッション2		19
大学院課程のコアカリキュラム		
	オーガナイザー	山口 豊一
	講師	樋口 亜瑞佐

# 公認心理師制度を巡る諸課題について ～高等教育全体の動向・他職種の養成課程の事例から～

2024年 2月12日 (月)  
文部科学省高等教育局専門教育課  
専門職大学院室長 保坂孝

(講演：35分)

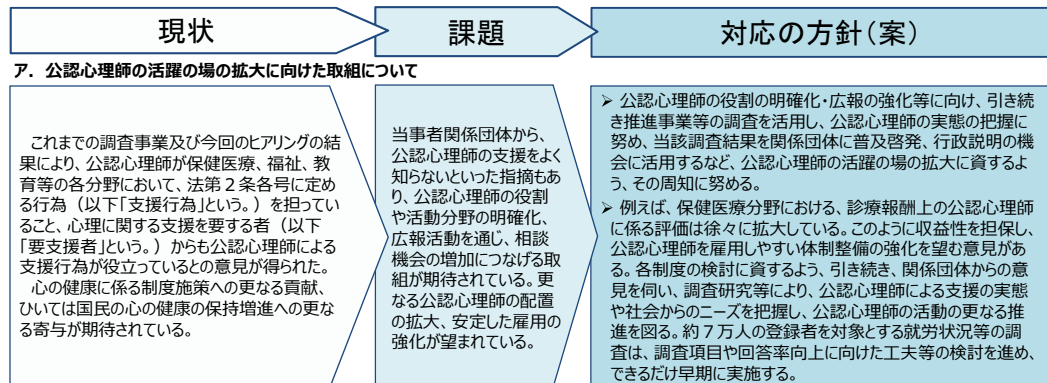
- 1 公認心理師制度に関する主な課題  
社会保障審議会障害者部会の資料から
- 2 中央教育審議会における大学・大学院関係の議論  
昨年9月の諮問、教学マネジメント指針等
- 3 医師養成課程における取組  
コア・カリキュラム、分野別の第三者評価（認証評価以外の仕組み）
- 4 法曹養成課程における取組  
20年の経過、法改正、大学3年+大学院2年の課程、定員管理
- 5 大学・大学院間連携の仕組み  
大学等連携推進法人（自ら開設の特例）
- 6 参考  
公認心理師制度関係資料

(質疑応答：25分)

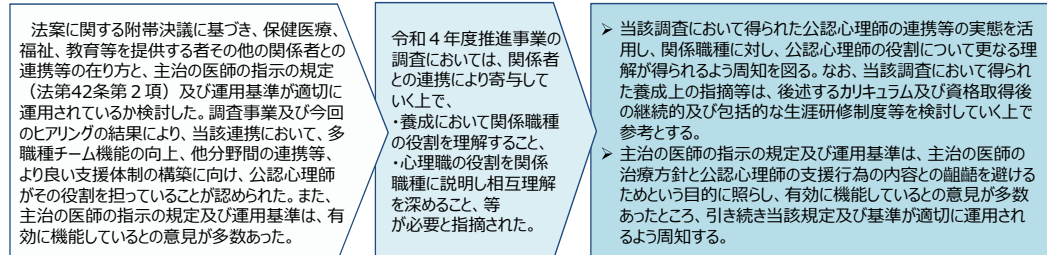
## 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

社会保障審議会障害者部会	
第136回(R5. 6. 23)	資料6

### 1. 公認心理師の活動について

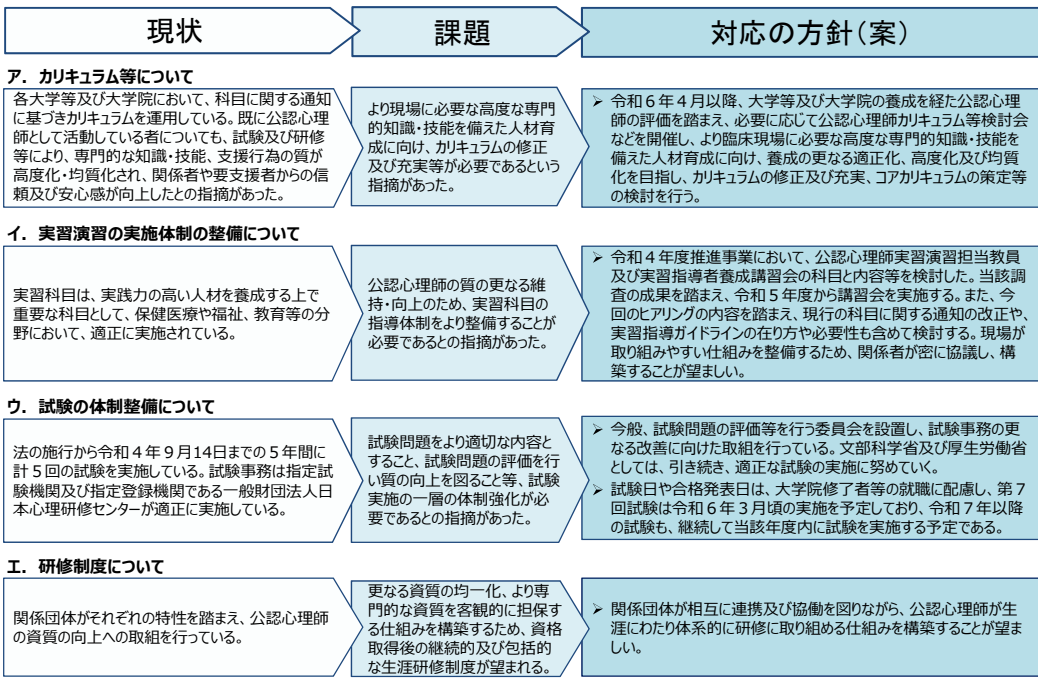


### イ. 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について



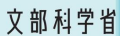
## 1 公認心理師制度に関する主な課題

## 2. 公認心理師の養成及び資質の向上について



## 2 中央教育審議会における 大学・大学院関係の議論

## 急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方について（諮問）（令和5年9月25日 中央教育審議会）【概要】



### 1. 高等教育の在り方を検討する背景・必要性

- 急速な少子化**
    - 18歳人口は大幅に減少（1966年：約249万人（最高値）→2022年：約112万人）
    - 大学進学者は増加（1966年：約29万人→2022年：約64万人（最高値））
    - 2022年の出生数は77万759人（統計開始以来最少）
  - グランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化**
    - コロナ禍を契機とした遠隔教育の普及
    - 国際情勢の不安定化、世界経済の停滞
    - 我が国の研究力の低下
    - 学修者本位の教育への転換など高等教育の質を高める取組の推進
    - 研究力強化策の推進（国際卓越研究大学制度等）
    - 初等中等教育段階の学びの変化（ICT環境整備、問題発見・課題解決的な学習活動の充実等）
    - 修学支援新制度の導入、低所得者世帯の高等教育進学率の上昇等
- 大学進学率の伸びを加味しても、2040年の大学入学者数は約51万人、2050年までの10年間は50万人前後で推移と推計

一人一人の美りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献するため、**人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関の役割が一層重要化**。学生が文理横断的に知識、スキル、態度、価値観を身に付け、**真に人が果たすべき役割を履行できる人材を育成**することが必要。**リカレント教育**も重要。こうした人材育成が**個人・社会のWell-beingの実現**にも貢献。

### 2. 主な検討事項

- 2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿
  - グランドデザイン答申で示された高等教育の目指すべき姿を前提としつつ、同答申以降の社会的、経済的变化を踏まえ、**これからの時代を担う人材に必要な資質・能力の育成**に向け、高等教育機関に関して今後更に取り組むべき具体的方策について検討。
  - その際、**成長分野をけん引する人材の育成**や**大学院教育の改革**等の重要性にも留意。
- 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方
  - 2040年以降の我が国の**大学入学者数の減少**や、**地域ごとの高等教育機関を取り巻く状況の違い**等を踏まえ、今後の**高等教育全体の適正な規模**も視野に入れながら、**高等教育へのアクセス確保の在り方**を検討。
  - 特に、学部構成や教育課程の見直しなど**教育研究の充実**や**高等教育機関間の連携強化**、**再編・統合等の促進**、**情報公表**等の方策を検討。
  - その際、地方の高等教育機関が果たす**多面的な役割**も十分考慮。
- 国公私の設置者別等の役割分担の在り方
  - 高等教育全体の目指すべき姿の議論においては設置者・機関別の観点も必要。
    - 国立**：世界最高水準の教育研究の先導や学問分野の継承・発展等
    - 公立**：地域活性化の推進や行政課題の解決への貢献等
    - 私立**：高等教育の中核基盤として、専門人材の輩出や多様性確保等
    - 短大**は地方の進学機会を確保、**専攻**は実践的・創造的な技術者の、**専門職大学**は専門職業人の、**専門学校**は地域産業を担う専門人材の輩出に貢献。
  - こうした期待や変化等を踏まえ、急速な少子化の中での、**設置者別・機関別等の役割分担の在り方**や**果たすべき役割・機能**、その**実現方策**を検討。
- 高等教育の改革を支える支援方策の在り方
  - 検討事項(1)～(3)等を踏まえ、**教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費等の充実**、民間からの投資を含めた**多様な財源の確保**の観点も含めた、**今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等**について検討。

## 人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ（案））概要（案）

資料1-2  
令和5年12月22日  
中央教育審議会  
大学分科会（第176回）

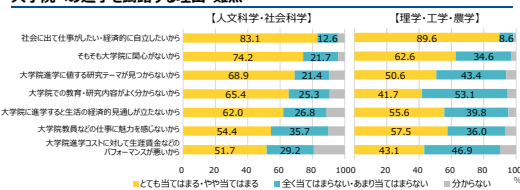
### I. はじめに

価値発見・価値創造的な視座を提供する人文科学及び社会科学に対する期待が非常に高まっている中、我が国ひいては世界の持続的な成長・発展に向けては、人文科学・社会科学を学ぶ若者が自身の問題意識に基づいた研究活動に安心して打ち込める学修環境の構築と、修了者が多様なフィールドで活躍し適正に評価される社会の実現が欠かれない。

### II. 人文科学・社会科学系大学院の現状

- 大学院進学の問題意識がより具体的で明確であり、学部から直接進学する学生や社会人の修士課程への満足度は高い。満足度の高さは、自らの関心への適合度や裁量・主体性の高さによるところが大きい。
- 一方、大学院での教育研究の魅力や有用性が十分に学部生に伝わっておらず、人文科学・社会科学系大学院は、主に研究者や大学教員志望者のための進路と考えられている傾向がまだに見られる
- 学位取得までの期間が長く、学生の多様なキャリアパスを支える体系的・組織的な教育研究の取組が十分とは言えない
- 修了者のキャリアパスが見えにくく、その能力を生かす社会での多様な活躍の場と機会が可視化・定着していない

【人文科学・社会科学系】 【理学・工学・農学】



### III. 今後の人文科学・社会科学系大学院の在り方

社会の要請も踏まえつつ、高い付加価値を生み出す人材の育成・活躍に向けて、大学院への進学者の増加を目指す必要がある。



**改革の方向性**  
上記課題は相互に密接に関連していることから、並行して対応を進め、全体としての解決を目指す必要がある。  
社会における**人文科学・社会科学系高度人材の価値認知を進めるとともに、大学院において幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育・研究指導を進めることにより、需要と供給の好循環を生み出し、魅力的で開かれた教育研究環境の構築を進める。**

## IV. 具体的方策

### 1 社会的評価の向上と認知の拡大

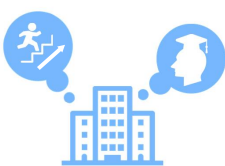
#### 1 大学が育成する人材像の明確化

大学においては、学位授与方針において学生が身に付けるべき資質・能力の目標の明確化を徹底。  
産業界・起業、公的機関(中央省庁、地方自治体等)、大学職員やURA、国際機関やNGO・NPOなど多様な進路が開かれていることを意識。



#### 2 社会が求める人材像の明確化

産業界や公的機関等においては、求める資質・能力に関する具体的な情報提供の強化や、ロールモデルの積極的な構築と周知、インターンシップの受け入れや採用拡大を推進。



#### 3 社会の様々な分野での活躍促進

公的機関等においても、大学院修了者の採用に積極的に取り組む。高等教育機関における教育研究を支える専門職として、URAなど多様なマネジメント人材のキャリアパスを充実。



#### 4 大学間・企業等とのネットワーク型教育の推進

複数大学院が教育研究ネットワークを構築し、小規模・分散的な教育研究指導体制から、チーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を促進。ネットワークを基盤に産業界との連携・協働を推進。



#### 5 国際的な大学間連携の推進

学生が異文化環境に身を置き、国際経験を積むことができるよう、国・地域を越えた国際的なネットワークの一層の充実を進め、国の垣根を越えた協働教育を推進。



#### 6 リカレント教育やリスクリングの推進

産業界等との連携体制の下、養成する具体的な人材像を共有しながら、社会人の多様なニーズを踏まえた学修環境の整備を推進するとともに、教育研究の場での大学院生と社会人との交流機会の増加を推進。



## 2 幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化

### 1 教育課程・研究指導の質保証

学位授与方針・教育課程編成の方針に準じた研究指導状況の可視化(研究指導計画の確認・具体化等)と進捗管理・実績評価(研究室で適切な指導が行われているかの確認・評価)等を実施。



### 2 円滑な学位授与の促進

標準修業年限内での円滑な学位授与を進めるため、学生の問題意識や研究テーマに合った教員から指導を受けられる組織的な仕組みを構築。体系的な学位プログラムを実施。学生と教員との間で学位授与に必要なプロセスを確認・共有。



### 3 指導教員の共通理解の徹底

博士課程はあくまでも学位授与に向けた一連の教育課程であること、指導教員は標準修業年限に照らした適切な研究指導計画の策定や研究指導を行う責務があることなどを共通理解して徹底。



### 4 研究科又は専攻における指導体制の組織的改革

共通理解の徹底を実効性のあるものにするためには、組織的対応が必要。指導教員と学生との研究指導の在り方やキャリアパスの確保について、定期的・組織的なマネジメントを通じた改革を推進。



### 5 人材の多様性と流動性の確保

アカデミック・インプリードを抑制して多様な人材が切磋琢磨する環境整備が必要であり、採用方法の不断の点検を実施。採用基準や要件、必要な業績等の可視化や、若手教員のポスト拡充、デュアルトラックの活用等を各大学が実情に応じて促進。



### 6 学部と大学院の連携・円滑な接続

学部と大学院の合同ゼミの実施、大学院の授業科目の先取り履修など、大学院を知る機会を拡大し、進学意欲を高めるために必要な体制を構築。優秀な学生に対して、早期修了の仕組みを活用し、社会での活躍や博士後期課程への進学を後押し。

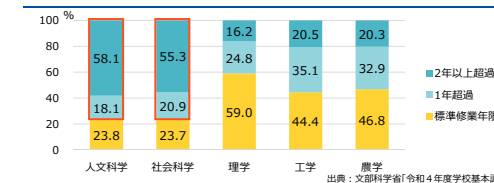


### 3 情報公表の促進

各大学において、以下に掲げる事項等について情報公表を促進。

- 各学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数
- 各年度における大学院進学者の標準修業年限期間が満了した時点での修了者、在学者、退学者の数と割合(標準修業年限内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因ごとの数と割合)

博士課程修了者の標準修業年限超過率(令和3年度)



## V. 大学院教育改革に向けた今後の取組

大学院と社会との接続の在り方、リカレント教育推進の在り方、基幹教員や質保証システムの在り方など、引き続き必要な審議を進めていく必要がある。

## 教学マネジメント指針の概要

令和2年1月22日(編補:令和5年2月24日)  
中央教育審議会大学分科会

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

- 教学マネジメントとは
- 大学がその教育目的を達成するために管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
  - その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のために大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 教学マネジメント指針とは
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
  - ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針はマニュアルではない。
  - 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
  - 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。【大学全体レベル】

### 三つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受け入れの方針」(AP))

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

#### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

#### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- 密度の高い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

#### 追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたが、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

#### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善につなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多面的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- 対象者の役割・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

#### V 情報公表

- 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自覚的・積極的に公表していくことが必要
- 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

## 2. 5 研修会講演として提供する知見・事例

### ①モデル・コア・カリキュラム(医師養成課程)

※国家試験との接続を含む

### ②分野別の第三者評価(医師養成課程)

※法令に基づく機関別認証評価・分野別認証評価とは異なる仕組み

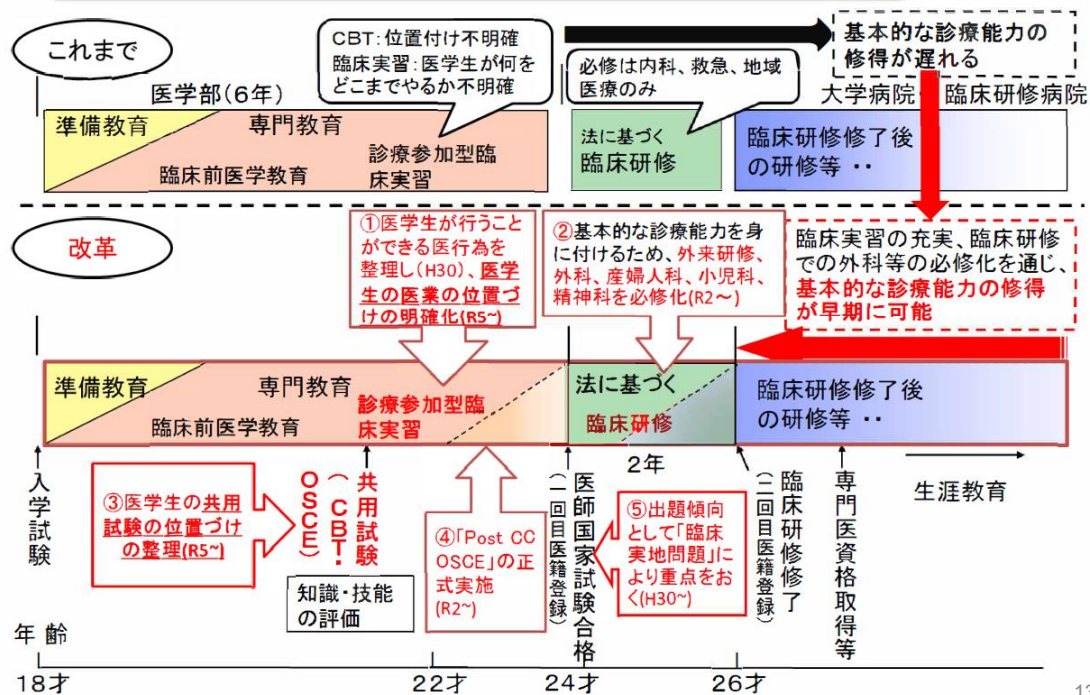
### ③学生の時間的・経済的負担の軽減(法曹養成課程)

### ④定員管理(医師養成課程・法曹養成課程等)

### ⑤大学・大学院間連携の仕組み(大学等連携推進法人)

### 3 医師養成課程における取組

### 総合的な診療能力を持つ医師のシームレスな養成



### 医学、歯学、薬学、看護学のコアカリ策定・改訂の変遷



### 医師国家試験の出題内容

第1回医師国家試験改善検討部会 (令和元年7月16日) 資料2より抜粋

#### 内容と形式

#### 【出題内容】

- 試験問題は、臨床上必要な医学又は公衆衛生に関し、医師として具有すべき知識、技能について広く一般の実力を試し得るものとされている。
- 具体的な出題範囲は、「医師国家試験出題基準（ガイドライン）」に準拠している（平成30年実施分からは平成30年版ガイドラインに準拠）。
- 生命や臓器機能の廃絶に関わるような解答や、倫理的に誤った解答をする受験者の合格を避ける目的で、禁忌肢が設定されている。

#### 【出題形式】

- 多肢選択式・マークシート方式であり、出題総数は400題である。
- 試験問題の内訳は次表の通り。なお、ブループリント(医師国家試験設計表)において、各項目・評価領域毎の出題割合が示されている。

	一般問題	臨床実地問題
必修問題:100題	50題	50題
医学総論:150題	100題	200題
医学各論:150題		

# 医師国家試験の歴史

第1回医師国家試験改善検討部会  
(令和元年7月16日)資料2より抜粋

- **昭和21年** 第1回医師国家試験（年2回実施、筆記3日間、論述式）  
（国民医療法施行令の一部改正により開始）
- **昭和28年** 筆記が1日になり、口頭試問を導入（第14回）
- **昭和47年** 問題が論述式から客観式へ変更（第53回）
- **昭和50年** 筆記1.5日になり、口頭試問を廃止（第59回）  
出題数が190題から260題へ（第59回）  
出題基準作成のための医師国家試験専門委員会が初めて設置（10月）
- **昭和51～53年** 医師国家試験出題基準が初めて策定（昭和53年版）
- **昭和60年** 秋試験を廃止し、年1回の実施となり、試験日数も2日間へ（第79回）  
出題数が260題から320題へ
- **平成13年** 試験日数が3日間へ（第95回）  
出題数が320題から500題へ（第95回）
- **平成30年** 試験日数が2日間へ（第112回）  
出題数が500題から400題へ（第112回）

# 医師国家試験との関係

## （医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改定版）より抜粋）

### ● 医師国家試験との整合

- ・令和2年11月には、厚生労働省の医道審議会 医師国家試験改善検討部会において「医師国家試験改善検討部会 報告書」が出され、出題基準等に関して記載されている。
- ・医師国家試験の内容が、大学の医学教育に大きな影響を与えるのは自明である。モデル・コア・カリキュラムは医師国家試験と整合をとるべきであるという考えにたち、上記報告書に記載がある「国家試験のブループリントの各論について出題する疾患を厳選すること」に配慮してモデル・コア・カリキュラムに記載する疾患について検討を加えた。
- ・モデル・コア・カリキュラムの改訂が行われて翌年に大学のカリキュラムが変更されることが多いこと（令和2年度 医学教育モデル・コア・カリキュラムの次期改訂に向けた調査・研究による）、カリキュラム変更後の学生が卒業するまでに6年を要して医師国家試験を受験することを考慮して、引き続き、モデル・コア・カリキュラムと医師国家試験出題基準の整合について 継続的な見直しを行っていくことが重要である。

## 医師国家試験出題基準改定部会委員とモデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会委員

### 医師国家試験出題基準改定部会委員名簿

氏名	所属
(部会長)	
國土 典宏	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
(参与)	
釜淵 敏	公益社団法人日本医師会
小西 靖彦	静岡県立総合病院 ※モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する調査研究チーム 座長
坂井 建雄	日本医学会医学用語管理委員会、順天堂大学
清水 貴子	社会福祉法人聖隷福祉事業団
高木 康	公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構
中谷 晴昭	千葉大学
奈良 信雄	一般社団法人日本医学教育評価機構
伴 信太郎	中津川市地域総合医療センター、愛知医科大学
吉田 穂波	神奈川県立保健福祉大学
(所属は令和5年3月時点)	

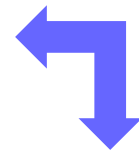
### モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会委員名簿

伊藤 史恵	文部科学省高等教育局医学教育課長
江藤 一洋	歯学教育改善・充実に関する調査研究協力者会議座長
小川 彰	一般社団法人日本私立医科大学協会会長
釜淵 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
北川 昌伸	前国立大学医学部長会議常置委員会委員長
北村 聖	東京大学名誉教授
栗原 敏	公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構理事長
齋藤 延人	一般社団法人全国医学部長病院長会議医学教育委員会委員長
嶋田 昌彦	東京医科歯科大学名誉教授
永井 良三	自治医科大学学長（委員長）
奈良 信雄	一般社団法人日本医学教育評価機構常勤理事
羽鳥 裕前	公益社団法人日本医師会常任理事
福井 次矢	東京医科大学茨城医療センター病院長
前田 健康	新潟大学歯学部長
俣木 志朗	日本歯科大学生命歯学部客員教授
三浦 廣行	一般社団法人日本私立歯科大学協会会長
南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究担当
門 田守人	日本医学会会長
柳川 忠廣	公益社団法人日本歯科医師会副会長
山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

## 令和6年版医師国家試験出題基準（令和6年版）

### I 先天異常、周産期の異常、成長・発達 の異常[約5%]

大項目	中項目	小項目	レベル分類	備考
1 妊娠の異常	A 妊娠初期の異常	① 妊娠悪阻	a	
		② 異所性妊娠	a	
		③ 流産、切迫流産	a	
		④ 胎状奇胎	b	
		⑤ 頸管無力症	b	頸管縫縮術
		⑥ 不育症、習慣流産	b	
	B 妊娠中・後期の異常	① 妊娠高血圧症候群、子癇、HELLP症候群、加重型妊娠高血圧腎症	a	高血圧合併、可逆性後頭葉白質脳症<PRES>、可逆性脳血管攣縮症候群<RCVS>、周産期心筋症
			a	
			a	
			a	
			a	
			b	
			b	
		② 早産、切迫早産	a	
③ 常位胎盤早期剥離	a			
④ 前置胎盤、癒着胎盤	a			
⑤ 多胎妊娠	b			
⑥ 前期破水	b			
⑦ 血液型不適合妊娠	b			



### 医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改定版）

#### 別表表1「疾患」 ※基本となる疾患に「●」

妊娠と分娩	異常妊娠	妊娠悪阻	
		異所性妊娠	●
		流産・切迫流産	●
		ハイリスク妊娠	
		妊娠高血圧症候群	●
		多胎妊娠	
		前期破水、早期破水	
		切迫早産	●
		胎児機能不全	
		胎児機能不全	
異常分娩		早産	●
		微弱陣痛	
		遷延分娩	
		回旋異常	



米国医師国家試験受験資格との関係

2010年にECFMG (Educational Commission for Foreign Medical Graduates) 事務局が、米国での医師臨床研修を希望する外国の医学生に対して、**2023年以降は医学教育国際認証機関による認証を受けた医学部の卒業生のみを受験資格を与える**、と通告した。これは医学界で俗に「2023年問題」と呼ばれるが、この通告をうけて、文部科学省や全国医学部長病院長会議を中心に、**積極的に我が国の医学教育の質を高め、グローバル・スタンダードを満たすための契機**にしようという機運が高まった。

JACMEの概要 (設立の経緯、背景)

我が国の医学教育評価への取り組みは、大学基準協会、大学評価・学位授与機構、高等教育評価機構の3団体によって行われてきたが、個別の学問分野別評価は実施されていなかった。一方で、昨今の医学・医療のグローバル化を背景に、医学教育では**分野別評価制度の確立**が必須の要件となった。

そこで医学教育の質を国際的見地から保証し、医学教育の充実・向上を図り、我が国の保健、医療、福祉、衛生、並びに国際保健に貢献するため、医学部・医科大学等における建学の理念を確認し、世界医学教育連盟 (WFME) の基準をふまえ**医学教育プログラムを公正かつ適正に評価する事**を目的に2015年12月に設立された。

受審と認定期間

JACMEによる国際認証の受審のステップは、第1段階：自己点検評価による内部質保証、第2段階：自己点検評価の精査 (JACME 外部評価委員)、第3段階：実地調査、第4段階：フィードバック、第5段階：受審医学部で改善策、へと進む。認定されれば、通常の有効期間は**7年間**である。

なお、**JACMEによる教育プログラム、学修者評価に対する評価は、モデル・コア・カリキュラムに基づく各大学のカリキュラムへの評価の構造**となっている。

法科大学院制度の経緯について ~法科大学院開設20年の歩み~

H13 司法制度改革審議会意見書 [法科大学院の目的・理念等(別紙1参照)]

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべし。
- ・法科大学院の設置認可は広参入を認める仕組みとする。(※)
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価 (適格認定) を実施。
- ※当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」  
学校教育法改正、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律成立

H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時約5,800人(H18)に。一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、(ほぼそのまま推移。  
⇒ **司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。**

- ・中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。
- ・各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。
- ・H24年度予算から、「**公的支援の見直し**」(司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み)を導入。

H25 法曹養成制度改革関係協議会議決定「法曹養成制度改革の推進について」(別紙2)

・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。  
・**「法科大学院の公的支援見直し強化・加算プログラム」**の推進 (H27年度予算から、先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。)

H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」(別紙3)

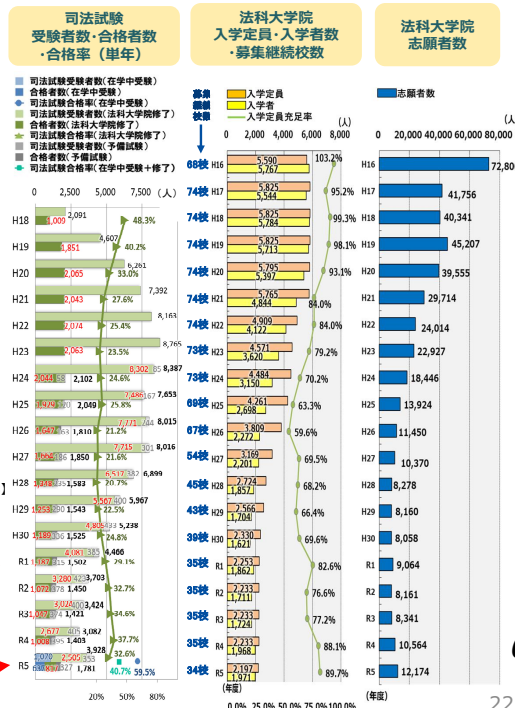
- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを**法科大学院集中改革期間**と位置づけ、**①法科大学院の組織見直し、②教育の質の向上、③学生の経済的・時間的負担軽減**を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正(別紙4)

- ① 法科大学院における教育の充実
- ② 「3+2」(法曹コース3年+法科大学院2年)を幹とする制度改革
- ③ 法科大学院の定員を管理
- ④ 司法試験受験資格の見直し等 (法科大学院在学中受験資格の導入)

R2 「3+2」法曹コース開始

R5 在学中受験開始



4 法曹養成課程における取組

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要 (その1)

趣旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- (7) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
- (4) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
- (9) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程 (連携法曹基礎課程) を置くこととする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

概要（続き）

2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。  
※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

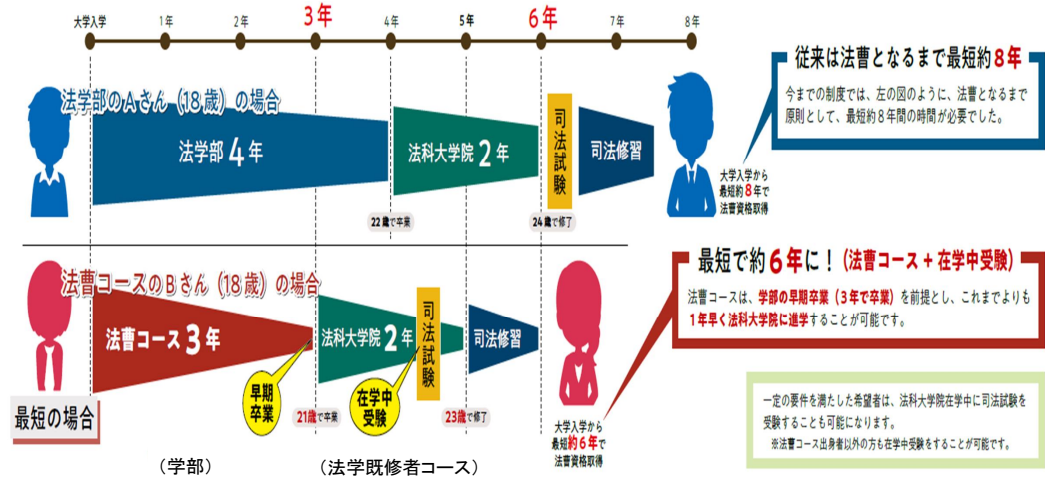
3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】  
※ 1.（1）①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

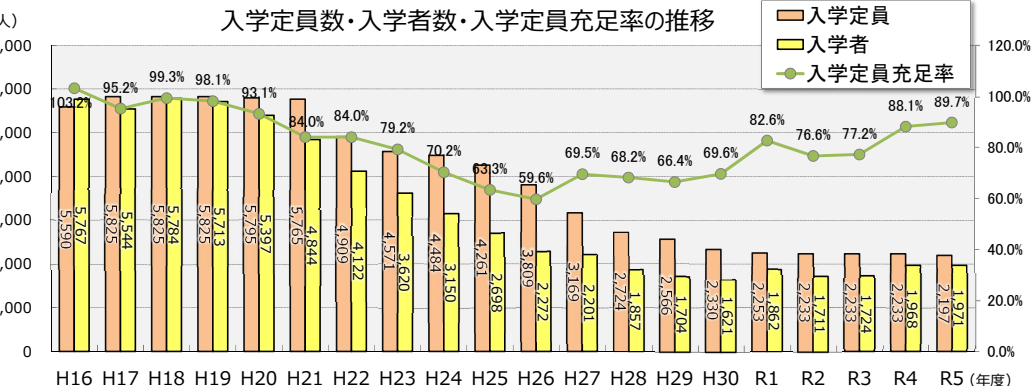
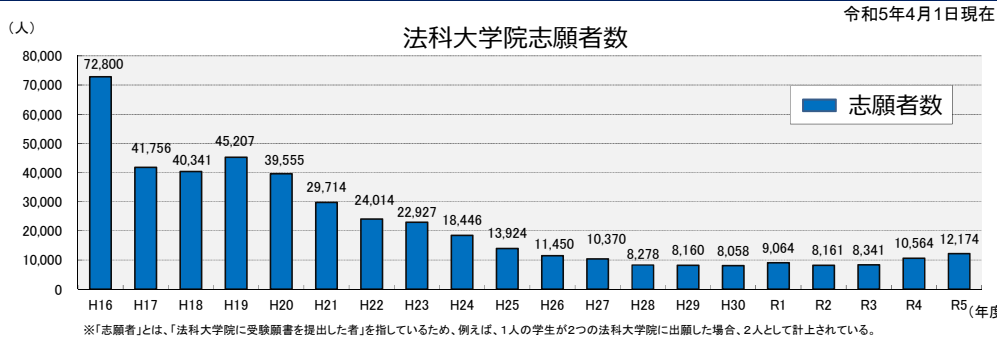
等

施行期日

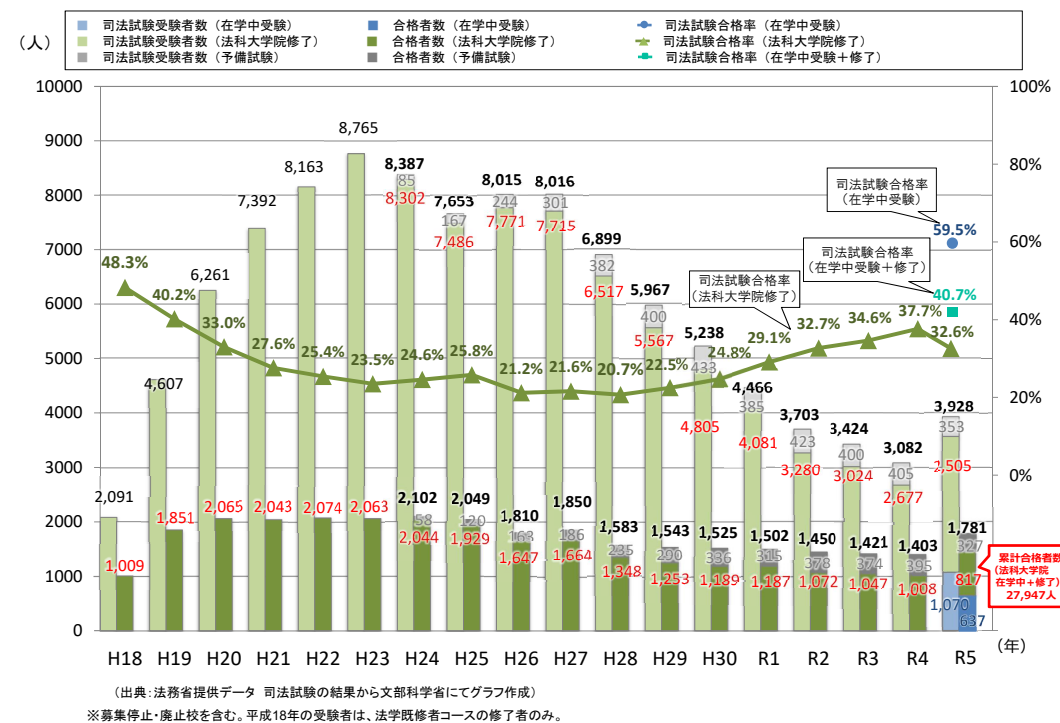
平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）



志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移



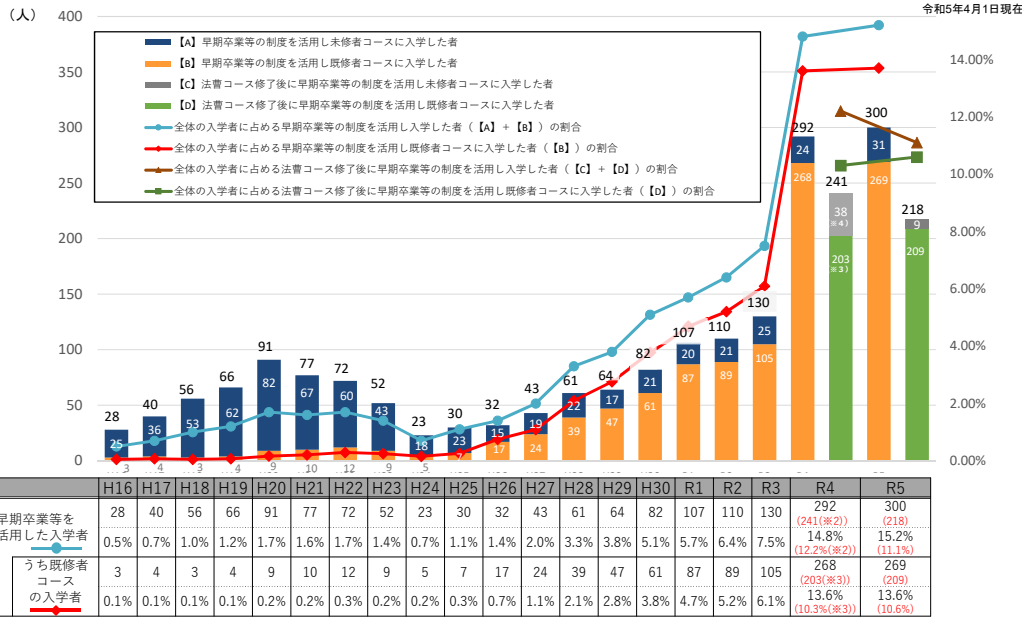
司法試験合格率（単年）の推移



(出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

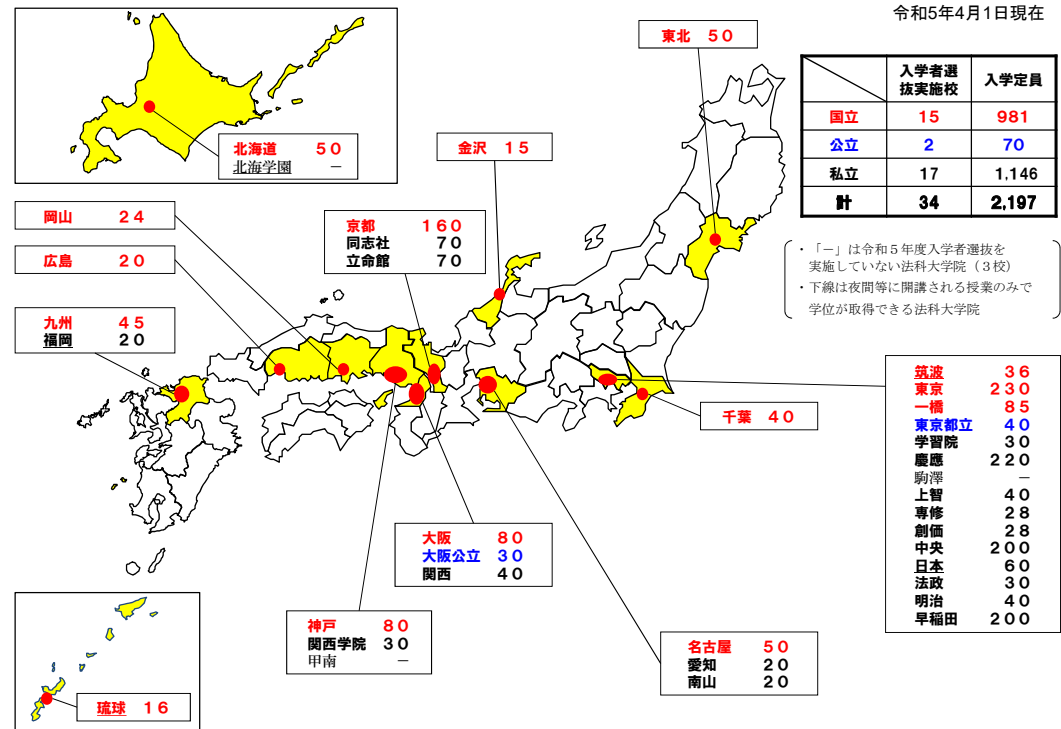
※募集停止・廃止校を含む。平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

# 早期卒業・飛び入学制度を活用した法科大学院入学者数



文部科学省「法科大学院関係状況調査」を基に作成（注書きがあるものを除く）  
 ※1 上段は人数、下段は全体の入学者に占める割合。R4及びR5のカッコ内の数値（赤字）は法費コース修了者の数値。  
 ※2 「令和5年度法費コース実態調査」を基に作成。  
 ※3 法費コースを修了し、特別選抜を経て既修者コースに入学した者の数値であり、一般選抜を経た者の数値は含まない（R5から一般選抜を経た者についても調査を開始）。  
 ※4 「※3」のため、241人と203人の差分である38人は、一般選抜を経て既修者コースに入学者とした者又は未修者コースに入学した者の合計となる。

# 法科大学院の設置状況（令和5年度）



大学	入学者選抜実施校	入学生員
筑波	1	36
東京	1	230
一橋	1	85
東京国立	1	40
学習院	1	30
慶應	1	220
駒澤	1	40
上智	1	40
専修	1	28
創価	1	28
中央	1	200
日本	1	60
法政	1	30
明治	1	40
早稲田	1	200

## 主な国家資格の養成課程

	①医師 (医学部)	②歯科医師 (歯学部)	③看護師 (看護学部) ※1	④法曹 (法科大学院)	⑤精神保健 福祉士 ※2	公認心理師 (学部+大学院)
標準修業年限	6年	6年	4年	3年	4年	4年+2年
修了要件	188単位以上	188単位以上	124単位以上	93単位以上	124単位以上	学部124単位以上 大学院30単位以上
法令における科目の規定	×	×	○ 単位数の規定あり	○ 単位数の規定あり	○ 単位数の規定なし	○ 単位数の規定なし
モデル・コア・カリキュラム	○	○	○	△ ※3	×	×
分野別認証評価 (法令に基づく)	×	×	×	○	×	△ ※専門職大学院のみ
第三者評価 (法令外)	○ ※4	○ ※5	○ ※6	×	×	×
大学・課程等数	81校 (R5)	27校29学部 (R5)	283校300課程 (R5)	34校 (R5)	124校 (R5)	233校 (R5)
入学生員	9,384人 (R5)	2,652人 (R5)	26,023人 (R5)	2,197人 (R5)	-	-
定員抑制分野	○	○	×	○	×	×
国家試験合格率 ・人数(新卒) ※7	95.3% 8,972人 (R5)	77.3% 1,483人 (R5)	97.1% 23,377人 (R5)	55.04% 622人 (R5)	78.8% 1,265人 (R5)	-

※1 文部科学大臣指定の大学（短期大学・専修学校を除く）に限る。  
 ※2 「保健福祉大学系等ルート（保健福祉系大学等）」のうち大学（短期大学・専修学校を除く）に限る。  
 ※3 2010年に「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」が作成、公表されている。  
 ※4 （一社）日本医学教育評価機構が世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえて実施。  
 ※5 （公財）大学基準協会が実施。  
 ※6 （一社）日本看護学教育評価機構が実施。  
 ※7 新卒者・大学以外も含めた全体の合格率・合格者数は、①医師 91.6%・9,432人、②歯科医師 63.5%・2,006人、③看護師 90.8%・58,152人、④法曹（司法試験） 45.34%・1,781人、⑤精神保健福祉士 71.1%・4,996人。なお、司法試験については法科大学院修了等により受験資格を得てから5年間に限って受験することができ、表中では、令和4年度に法科大学院を修了した者であって令和5年司法試験を受験した者の状況を記載。

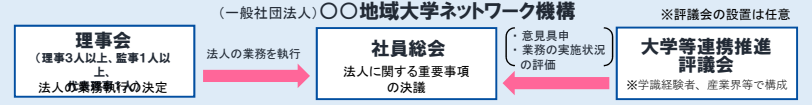
## 5 大学・大学院間連携の仕組み

# 大学等連携推進法人について

(令和3年2月26日公布・施行)

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



**大学等連携推進方針**

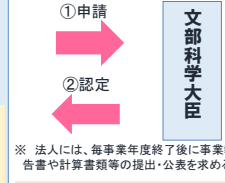
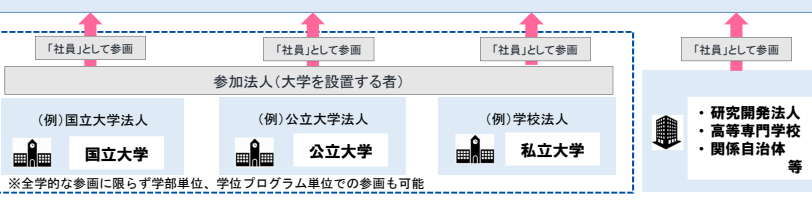
- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設、共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

**大学等連携推進業務（例）**

- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

**大学等連携推進法人における教学上の大学間連携**

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等



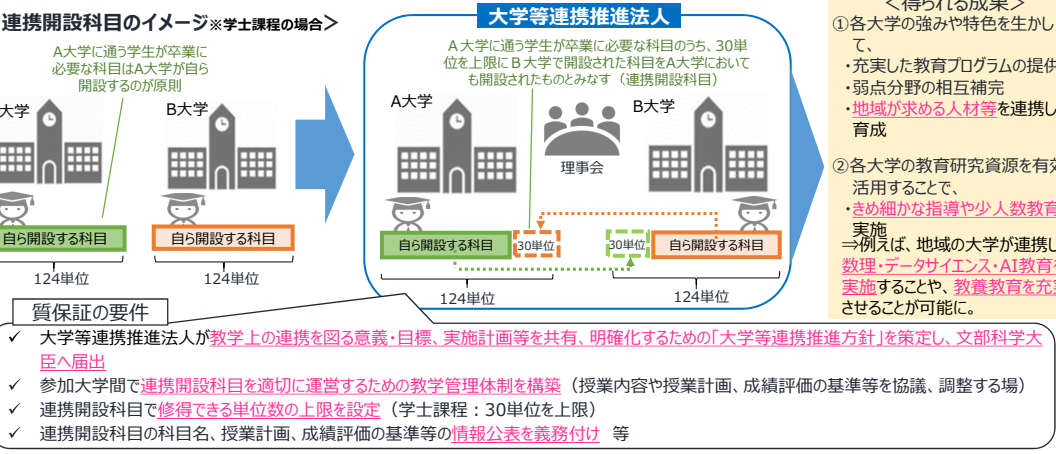
**大臣による認定基準（例）**

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

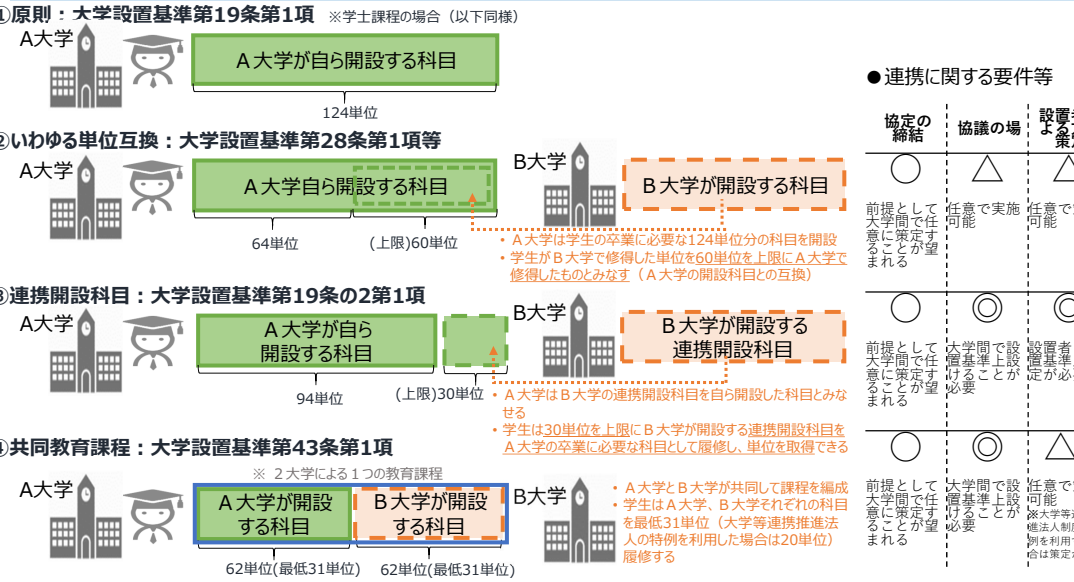
## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、…教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（**自ら開設の原則**）。
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う方向へ変化することが必要
- 質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。



## 大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。



**●連携に関する要件等**

	協定の締結	協議の場	設置者に決定
前提として大学間で合意される	○	△	△
任意で実施可能	○	△	△
任意で策定可能	○	△	△
前提として大学間で合意される	○	△	△
大規模な設置が必要	○	△	△
大規模な設置が必要	○	△	△
前提として大学間で合意される	○	△	△
大規模な設置が必要	○	△	△
大規模な設置が必要	○	△	△

## 現在認定されている大学等連携推進法人

(一社) 大学アライアンスやまなし	(一社) 四国地域大学ネットワーク機構	(一社) 学修評価・教育開発協議会
<p>令和3年3月認定</p> <p>国立大学法人山梨大学（山梨大学） 公立大学法人山梨県立大学（山梨県立大学）</p> <p>国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの発展を図ること、地域の発展に寄与</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携開設科目の開設（令和3年度～） 教養教育分野、留学生対象科目 高度専門人材養成 施設の利用、就職支援の相互利用等</li> <li>教育資源の有効活用 電気の共同契約、消費財等の共同調達</li> <li>連携の枠組みを活かした地域貢献活動 新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種</li> </ul>	<p>令和4年3月認定</p> <p>国立大学法人徳島大学（徳島大学） 国立大学法人鳴門教育大学（鳴門教育大学） 国立大学法人香川大学（香川大学） 国立大学法人愛媛大学（愛媛大学） 国立大学法人高知大学（高知大学）</p> <p>5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域対応型社会を実現</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携教職課程の開設（令和5年度～） 教員養成（美術、家庭、情報）</li> <li>連携開設科目の開設（令和5年度～） 教員養成（美術、家庭、情報）</li> <li>持続可能な地域を牽引できる人財を育成する「四国人材育成型」事業 →シンポジウム開催などによって、わが国のモデルとなる地域社会実現のための情報を発信</li> </ul>	<p>令和4年3月認定</p> <p>学校法人濱名山手学院（関西国際大学） 学校法人北陸学院（北陸学院大学） 学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学） 学校法人富崎学園（富崎国際大学） 学校法人富山国際学院（富山国際大学）</p> <p>教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内留学事業（学生の相互派遣）</li> <li>単位互換プログラム</li> <li>連携開設科目の開設（令和5年度～） 事業の実施 社会の要請に応える新たな科目、地域の課題解決に係る科目（教員養成、幼児教育、データサイエンス等）</li> <li>学生・社会への教育プログラムの開発（予定）</li> <li>学修成果の評価方法の開発・普及</li> </ul>
<p>令和5年3月認定</p> <p>国立大学法人山口大学（山口大学） 公立大学法人山口県立大学（山口県立大学） 学校法人宇部学園（山口学芸大学）</p> <p>強みや特色、教育資源等の異なる国公立3大学の連携により、教育研究機能の強化に資するとともに、地域との共創によって地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携開設科目の開設（令和5年度～） 文系DX人材の育成 →文理横断型教育、データサイエンス教育 知的財産教育、地域課題解決の充実</li> <li>DXによる地域課題解決に向けたPBLの実施・評価</li> <li>リカレント教育・リスキリング教育の推進</li> </ul>	<p>令和5年11月認定</p> <p>国立大学法人信州大学（信州大学） 公立大学法人長野大学（長野大学） 学校法人東海大学（東海大学）</p> <p>強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域社会の振興と発展に貢献</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携開設科目の開設（令和6年度～） 文理横断型STEAM教育、地域、データサイエンス、グリーンテクノロジー、地域課題解決による総合的な創出・活用を促す</li> <li>DXによる地域活性化人材を育成する「しあわせ」信州を創造する地域活性化高度人材育成プログラム インターシップ、FD/SD、就職説明会の共同実施 →「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材を輩出</li> </ul>	<p>令和5年11月認定</p> <p>国立大学法人熊本大学（熊本大学） 公立大学法人熊本県立大学（熊本県立大学） 学校法人東海大学（東海大学）</p> <p>地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域の発展に貢献</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携開設科目の開設（令和6年度～） 文理横断型教育、データサイエンス教育 地域課題PBL（問題解決型学習）等の充実 →各大学の学位プログラムにおいて、不適切な教育内容に関して強み・特色のある教育リソースを提供する役割を担うことで、教育内容の向上を図る</li> <li>ももとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト事業</li> </ul>

6 参考

公認心理師制度関係資料

1. 公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適性を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※ 平成27年9月9日成立・9月16日公布（議員立法）、平成29年9月15日全面施行

2. 公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。【名称独占】

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

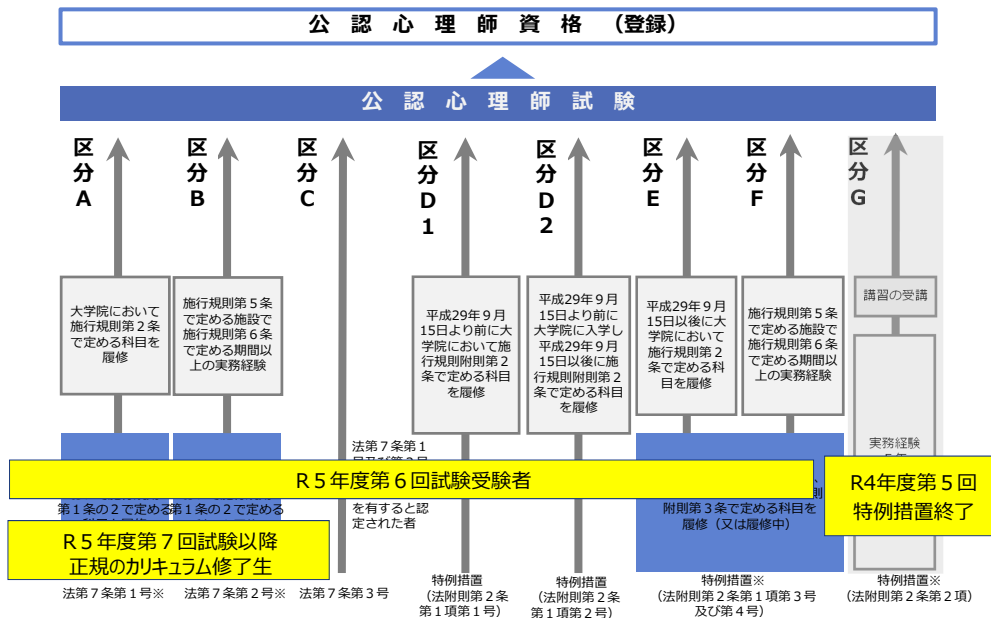
3. 公認心理師試験・登録

- ・平成30年に第1回試験を実施。以降、毎年1回以上実施。合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。
- ・資格登録者数：71,821人（令和5年12月末現在）
- ・試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である一般財団法人日本心理研修センターが行う。

（参考）公認心理師の活躍が想定される分野と公認心理師が位置づけられている主なもの等

- 保健医療分野：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など
- 福祉分野：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など
- 教育分野：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など
- 司法・犯罪分野：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など
- 産業・労働分野：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

公認心理師の資格取得方法について



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

公認心理師試験について（受験者数・合格率など）

回	実施年月	合格発表日	受験者数	合格者数	合格率
第1回	平成30年（2018年） 9月9日（日曜日） ※平成30年北海道胆振東部地震による追加試験を12月16日（日曜日）に実施。	平成30年11月30日（金） ※追加試験分は平成31年1月31日（木）	36,103人	28,574人	79.1%
第2回	令和元年（2019年） 8月4日（日曜日）	令和元年9月13日（金）	16,949人	7,864人	46.4%
第3回	令和2年（2020年） 12月20日（日曜日）	令和3年2月12日（金）	13,629人	7,282人	53.4%
第4回	令和3年（2021年） 9月19日（日曜日）	令和3年10月29日（金）	21,055人	12,329人	58.6%
第5回	令和4年（2022年） 7月17日（日曜日）	令和4年8月26日（金）	33,269人	16,084人	48.3%
第6回	令和5年（2023年） 5月14日（日曜日）	令和5年6月9日（金）	2,020人	1,491人	73.8%
第7回	令和6年（2024年） 3月3日（日曜日）	令和6年3月29日（金）	-	-	-

- 試験地** 東京都、大阪府  
第1回から第5回試験までは、下記の試験地においても試験を実施。  
北海道、宮城県、神奈川県（第1回のみ）、愛知県、兵庫県（第1回及び第5回のみ）、岡山県、広島県（第5回のみ）、福岡県
- 試験内容** 公認心理師として必要な知識及び技能
- 資格登録** 合格者の申請をもって、順次、公認心理師登録簿に登録される。  
資格登録者数は71,821人（令和5年12月末日現在）

# 公認心理師試験について（スケジュール）

# 公認心理師試験第1から6回までの各区区分ごとの合格者等

回	実施年月	備考
第1回	平成30年（2018年） 9月9日（日曜日）	・平成30年北海道胆振東部地震による追加試験を12月16日（日曜日）に実施。
第2回	令和元年（2019年） 8月4日（日曜日）	—
第3回	令和2年（2020年） 12月20日（日曜日）	・法附則第2条第1項第3号及び第4号（区分E及びF）該当者が受験できた最初の年。 令和2年3月末までの修了者が受験可能。 ※当初の実施予定は6月21日（日曜日）であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により変更。
第4回	令和3年（2021年） 9月19日（日曜日）	※当初の実施予定は5月頃であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により変更。
第5回	令和4年（2022年） 7月17日（日曜日）	・法附則第2条第2項（区分G：いわゆる現任者）該当者が受験できた最後の年。 ・現任者講習会を受講した上で、特例措置が有効である令和4年9月14日までに5年の実務経験を満たす見込みの者も受験可能。 ※当初の実施予定は4月頃であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により変更。
第6回	令和5年（2023年） 5月14日（日曜日）	※当初の実施予定は3月頃であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により変更。
第7回	令和6年（2024年） 3月3日（日曜日）	・法第7条第1号及び第2号（区分A及びB）該当者が、主として受験する最初の年。 ・これ以降は、毎年3月頃に試験を実施することとし、他の医療・福祉系の国家資格と同様に、同月の合格発表を経たうえで、4月からの勤務を可能とする。 ・令和6年3月末までの修了（見込）者が受験可能となる。 ※当初の実施予定は2月頃であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により変更。

1ヶ月以上前倒し

受験申込区分	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		総計(人)		区分ごとの合格率(総計)
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	延べ受験者	合格者	
区分A	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	59	56	72	69	95.8%
区分B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	100.0%
区分C	4	4	6	4	9	9	4	3	8	5	27	23	58	48	82.8%
区分D1	17,297	14,840	3,507	1,879	1,440	798	1,176	791	540	259	310	138	24,270	18,705	77.1%
区分D2	1,608	1,199	2,130	1,253	838	516	446	306	173	79	95	43	5,290	3,396	64.2%
区分E	0	0	0	0	936	758	1,335	1,142	1,389	1,035	1,516	1,220	5,176	4,155	80.3%
区分F	0	0	0	0	0	0	19	18	19	19	12	10	50	47	94.0%
区分G	17,194	12,531	11,306	4,728	10,406	5,201	18,075	10,069	31,154	14,674	-	-	88,135	47,203	53.6%
小計	36,103	28,574	16,949	7,864	13,629	7,282	21,055	12,329	33,296	16,084	2,020	1,491	123,052	73,624	59.8%

## 公認心理師の活動状況等の調査

## 到達目標の項目、大学及び大学院における必要な科目について

### 背景

公認心理師法施行後5年の見直しに係る中間整理においては、法の規定の施行状況について更に検討を加えるため、公認心理師の登録者約7万人の状況についても踏まえる必要があることから、就労状況等の調査を実施することとされていた。

### 内容

- 調査名 令和5年度 公認心理師活動状況等調査
- 実施主体 一般財団法人日本心理研修センター ※公認心理師法に基づく指定登録機関
- 対象者 法に基づき公認心理師として登録している方（令和5年10月末日時点）
- 調査方法 Web調査専用サイトでの回答  
※専用サイトURL（QRコード）、ID・パスワード等を記載した圧着ハガキを令和5年11月1日に届くよう対象者に郵送（地域によっては多少遅れる場合がある。）
- 回答期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日

### 調査結果

- 一般財団法人日本心理研修センターのホームページにて速報版を公表（令和6年1月15日）  
<https://www.jccpp.or.jp/topics/cqi>

（一部抜粋）

登録者数(※1)	調査対象数(※2)	回答数	回答率(※3)
71,732人	71,408人	38,827人	54.4%

- ※1 令和5年10月末日時点の公認心理師登録者数
- ※2 本調査において宛先不明による返送数及び調査対象者死亡により回答不可となった方を登録者数から控除した
- ※3 (回答数/調査対象数) × 100

- ・最終版は令和6年3月末頃公表予定

公認心理師試験の受験資格を得るまでに達成すべき到達目標

- 公認心理師としての職責の自覚
- 問題解決能力と生涯学習
- 多職種連携・地域連携
- 心理学・臨床心理学の全体像
- 心理学における研究
- 心理学に関する実験
- 知覚及び認知
- 学習及び言語
- 感情及び人格
- 脳・神経の働き
- 社会及び集団に関する心理学
- 発達
- 障害者・障害児の心理学
- 心理状態の観察及び結果の分析
- 心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助）
- 健康・医療に関する心理学
- 福祉に関する心理学
- 教育に関する心理学
- 司法・犯罪に関する心理学
- 産業・組織に関する心理学
- 人体の構造と機能及び疾病
- 精神疾患とその治療
- 各分野の関係法規
- その他

大学における公認心理師となるために必要な科目

- 公認心理師の職責
- 心理学概論
- 臨床心理学概論
- 心理学研究法
- 心理学統計法
- 心理学実験
- 知覚・認知心理学
- 学習・言語心理学
- 感情・人格心理学
- 神経・生理心理学
- 社会・集団・家族心理学
- 発達心理学
- 障害者・障害児心理学
- 心理的アセスメント
- 心理学的支援法
- 健康・医療心理学
- 福祉心理学
- 教育・学校心理学
- 司法・犯罪心理学
- 産業・組織心理学
- 人体の構造と機能及び疾病
- 精神疾患とその治療
- 関係行政論
- 心理演習
- 心理実習（80時間以上）

大学院における公認心理師となるために必要な科目

- 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 福祉分野に関する理論と支援の展開
- 教育分野に関する理論と支援の展開
- 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 心理的アセスメントに関する理論と実践
- 心理支援に関する理論と実践
- 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- 心の健康教育に関する理論と実践
- 心理実践実習（450時間以上）

公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等：233校 ※令和5年12月時点  
うち①学部及び大学院において開講 181校 ②学部のみ開講 43校 ③大学院のみ開講 8校 ④専修学校の専門課程 1校

公認心理師カリキュラム等検討会構成員名簿

平成29年5月31日当時

氏名	所属・役職
石隈 利紀	一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会 副理事長
大野 博之	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 常務理事
釜淵 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
川畑 直人	日本臨床心理士養成大学院協議会 会長
北村 聖	国際医療福祉大学医学部 医学部長・教授
栗林 正巳	日産自動車株式会社人事本部人材開発/HRプロセス マネジメント部安全健康管理室
子安 増生	一般社団法人日本心理学諸学会連合 理事長
佐藤 忠彦	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院 理事長
角田 亮	さいたま保護観察所 企画調整課長
鉄島 清毅	東京少年鑑別所 首席専門官
林 道彦	公益社団法人日本精神科病院協会 常務理事
笛木 啓介	大田区立大森第三中学校 校長
村瀬 嘉代子	一般社団法人日本臨床心理士会 会長
山中 ともえ	東京都調布市立飛田給小学校 校長
米山 明	一般社団法人全国児童発達支援協議会 副会長
渡邊 直	千葉県市川児童相談所 所長

(50音順、敬称略)

公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム構成員名簿

平成29年3月30日当時

氏名	所属・役職
奥村 茉莉子	臨床心理職国家資格推進連絡協議会 事務局長
川畑 直人	日本臨床心理士養成大学院協議会 会長
北村 聖	国際医療福祉大学大学院 教授
黒木 俊秀	国立大学法人九州大学大学院人間環境学研究院 教授
沢宮 容子	一般社団法人日本心理学諸学会連合 理事
田崎 博一	一般財団法人愛成会弘前愛成会病院 院長
丹野 義彦	日本学術会議 第一部会員
中嶋 義文	社会福祉法人三井記念病院 精神科部長
中根 隆弘	埼玉県教育局南部教育事務所 指導主事
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研修部 部長
増田 健太郎	臨床心理分野専門職大学院協議会 会長
宮脇 稔	全国保健・医療・福祉心理職能協会 会長
吉川 眞理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 評議員

(50音順、敬称略)

# 修士課程と専門職学位課程との制度比較

目 的	修士課程 研究者の養成 高度専門職業人の養成	専門職学位課程		
		専門職大学院	法科大学院	教職大学院
標準修業年限	2年	2年	3年	2年
修了要件	30単位以上 修士論文作成（研究指導）	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
専任教員	必置教員	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数		
	兼務	学士課程及び一個の専攻に限り、博士課程（一貫制又は後期）との兼務可能	[恒常的措置] 博士後期課程との兼務に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務可能  [移行措置] 上記に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務可能（新たに専門職大学院を設置する場合のみ設置後5年間）	
実務家教員	-	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法	-	・事例研究 ・現地調査 ・双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育が基本 (法律基本科目は50人が標準)	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
教育課程連携協議会	-	社会（出口）との連携を強化する観点から、当該職業に関連する事業を行う者等（産業界等）の協力を得て、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会の設置を義務付け		
学位	修士（〇〇）	〇〇修士（専門職）	法務博士（専門職）	教職修士（専門職）
認証評価	-	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

44

45

一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟 第15回研修会

セッション1  
「公認心理師養成コアカリキュラム」—大学（学部）課程のコアカリキュラム

元永 拓郎（公認心理師養成カリキュラム検討委員会・帝京大学）

1

## アウトライン

1. コア・カリキュラム とは？
2. これまでの公養連での検討の経緯
3. 大学（学部）課程のコア・カリキュラムの概要
4. 【ポイント1】 コアコンピテンシー獲得のためのカリキュラム構造
5. 【ポイント2】 「公認心理師の職責」の吟味
6. 【ポイント3】 基盤・理論科目への実践性の付与
7. 【ポイント4】 実習演習科目の充実
8. ディスカッションにむけて

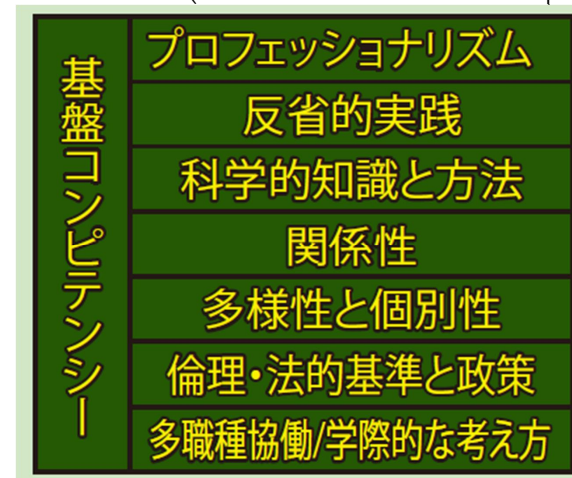
2

## 1. コア・カリキュラムとは

- 専門職養成において、標準となる養成教育のモデルを示す
  - \* 医学教育モデル・コア・カリキュラム  
[https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt\\_igaku-000026049\\_00001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_igaku-000026049_00001.pdf)
  - \* 薬学教育モデル・コア・カリキュラム  
[https://www.mext.go.jp/content/20230227-mxt\\_igaku-100000058\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230227-mxt_igaku-100000058_01.pdf)
- 望ましい専門職像を定め、アウトカム基盤型教育を目指す
- 求められる資質と能力（コンピテンシー）が重視される
- 養成の各段階でのベンチマーク（到達目標）が設定される
- 各科目の位置づけや相互の関係、内容も明確にされている
- 2/3がコア・カリキュラムに基づくが、1/3は大学独自で内容を設定できるとされている

3

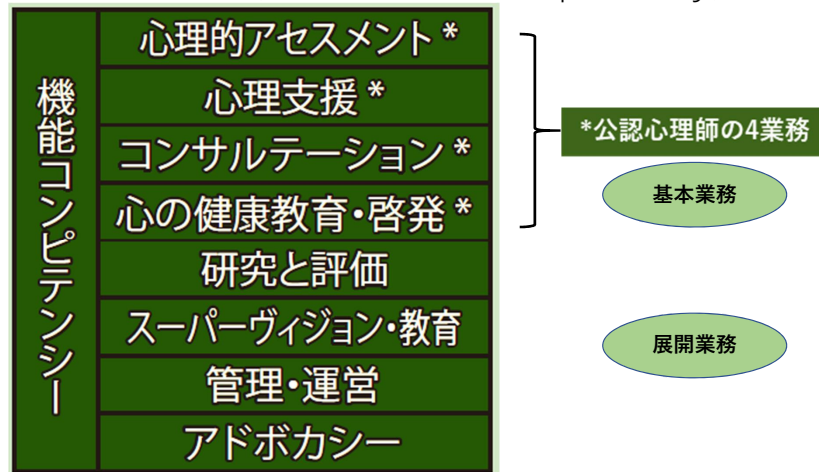
## 基盤コンピテンシー(foundational competency)



公認心理師養成機関連盟(2023).コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言  
<https://kouyouren.jp/>

4

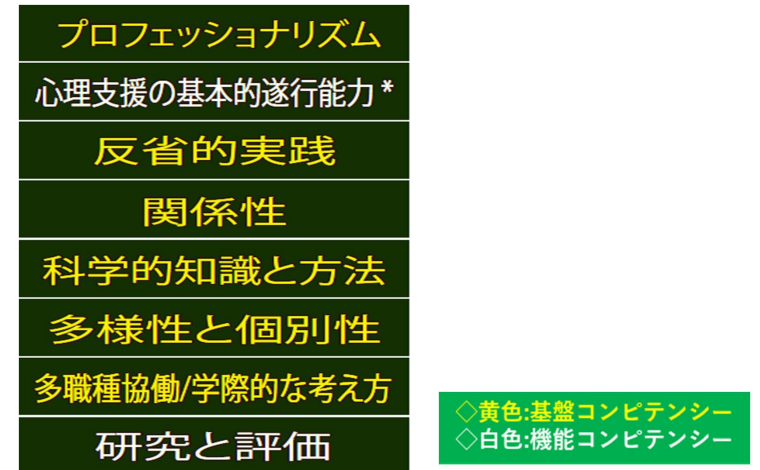
## 機能コンピテンシー(functional competency)



公認心理師養成機関連盟(2023).コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言  
<https://kouyouren.jp/>

5

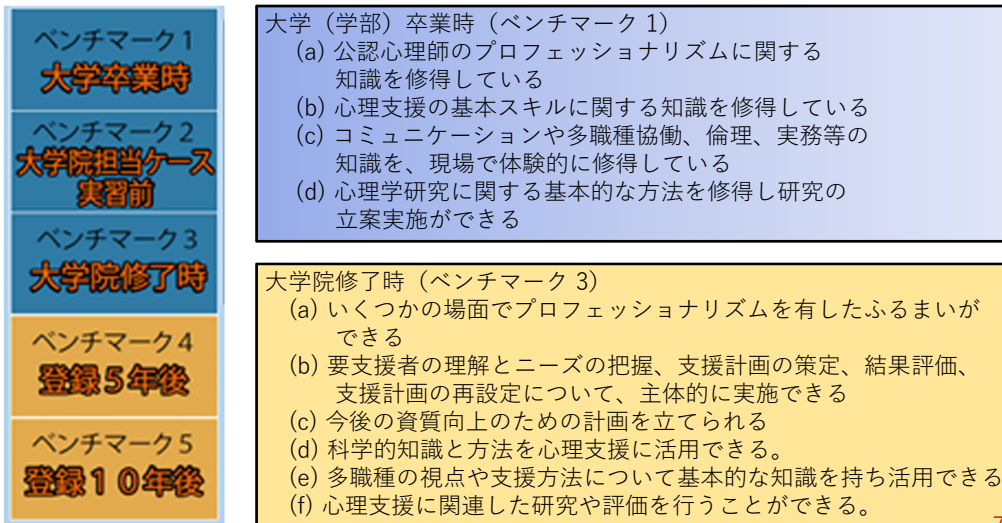
## コアコンピテンシー (養成段階で特に重視する内容)



公認心理師養成機関連盟(2023).コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言  
<https://kouyouren.jp/>

6

## ベンチマーク (到達目標) の設定



7

## 2. これまでの公養連の検討の経緯



<https://kouyouren.jp/psdocuments>

- 1) 「実習の手引き」の公開
- 2) 「コンピテンシーモデルに基づく公認心理師養成カリキュラムの提言」  
(公認心理師養成カリキュラム検討委員会報告書)
- 3) 「公認心理師養成のコンピテンシー調査」
- 4) 「公認心理師養成教育モデル・コア・カリキュラム」  
(公認心理師養成カリキュラム検討委員会)

8

目指すべき公認心理師像：コンピテンシー・モデルをふまえた公認心理師養成のあり方



コンピテンシー・モデルを念頭においたコアカリキュラムと実習基準を策定し質の高い実践を行える公認心理師を養成する

提言の内容（ポイント）

- ①“目指すべき公認心理師像”の重視
- ②コアコンピテンシーを意識したカリキュラム構造
- ③コアカリキュラム全科目への実践性の付与
- ④実習演習科目の通年化
- ⑤科目名等の一部変更による科目内容の明確化

=====

- ・大学科目「心理学の社会的展開」の提案
- ・大学院科目「公認心理師の職責の理論と実践」の提案

=====

3. 大学（学部）課程のコア・カリキュラムの概要

現行カリキュラム	提案カリキュラム
A. 心理学基礎科目	I. 心理学基礎科目
①公認心理師の職責	①心理学概論
②心理学概論	②臨床心理学概論
③臨床心理学概論	③心理学研究法
④心理学研究法	④心理学統計法
⑤心理学統計法	⑤心理学実験・評価法 (心理学の社会的展開)
⑥心理学実験	
B. 心理学発展科目 (基礎心理学)	II. 心理学理論科目
⑦知覚・認知心理学	⑥学習・認知心理学
⑧学習・言語心理学	⑦感情・人格心理学
⑨感情・人格心理学	⑧神経・生理心理学
⑩神経・生理心理学	⑨社会・集団心理学
⑪社会・集団・家族心理学	⑩家族・コミュニティ心理学
⑫発達心理学	⑪発達心理学
⑬障害者（児）心理学	⑫障害者・障害児心理学
⑭心理的アセスメント	III. 心理学実践科目
⑮心理学的支援法	⑬心理的アセスメント
	⑭心理学的支援法
	⑮公認心理師の職責

現行カリキュラム	提案カリキュラム
(実践心理学)	IV. 心理学展開科目
⑯健康・医療心理学	⑯健康・医療心理学
⑰福祉心理学	⑰福祉心理学
⑱教育・学校心理学	⑱教育・学校心理学
⑲司法・犯罪心理学	⑲司法・犯罪心理学
⑳産業・組織心理学	⑳産業・組織心理学
(心理学関連科目)	V. 心理学関連科目
⑳人体の構造と機能及び疾病	⑳人体の構造と機能及び疾病
㉑精神疾患とその治療	㉑精神疾患とその治療
㉒関係行政論	㉒関係行政論
C. 実習演習科目	VI. 実習演習科目
㉓心理演習	㉓心理演習
㉔心理実習	㉔心理実習

< 現行 >	< 提案 >
A. 心理学基礎科目	I. 心理学 <b>基盤</b> 科目
B. 心理学発展科目 (基礎心理学)	II. 心理学 <b>理論</b> 科目
(実践心理学)	III. 心理学 <b>実践</b> 科目
(心理学関連科目)	IV. 心理学 <b>展開</b> 科目
C. 実習演習科目	V. 心理学 <b>関連</b> 科目
	VI. 実習演習科目

「科目内容」の提案

<b>【科目名】</b>
<b>【科目の説明】</b> 概要 関連するコアコンピテンシー 含まれる事項
<b>【到達目標】</b>
<b>【備考】</b> カリキュラム内での位置づけ 他科目との関連
<b>【小項目】</b> 含まれる事項ごとの小項目

## 4. 【ポイント1】 コアコンピテンシー獲得のためのカリキュラム構造

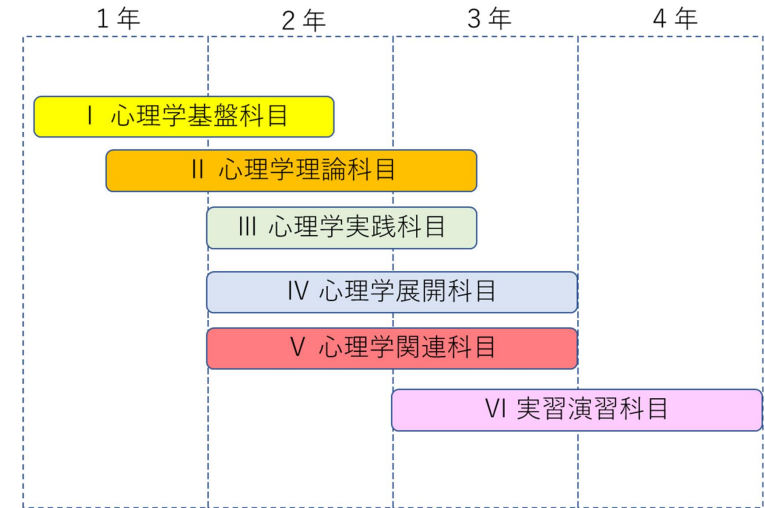


【関連するコアコンピテンシー】一覧表（一部）

科目名	コアコンピテンシー							
	プロフェッショナルリズム	心理支援の基本的遂行能力	反省的実践	関係性	科学的知識と方法	多様性と個別性	多職種協働/学際的な考え	研究と評価
<b>Ⅰ.心理学基盤科目</b>								
1) 心理学概論					○		○	○
2) 臨床心理学概論	○	○	○	○	○	○	○	○
3) 心理学研究法					○			○
4) 心理学統計法					○			○
5) 心理学実験 (心理学の社会的展開)	○				○	○	○	○
<b>Ⅴ.心理学関連科目</b>								
1) 人体の構造と機能及び疾病	○				○		○	○
2) 精神疾患とその治療	○				○		○	○
3) 関係行政論	○					○	○	
<b>Ⅵ.実習演習科目</b>								
1) 心理演習	○	○	○	○	○	○	○	
2) 心理実習	○	○	○	○	○	○	○	

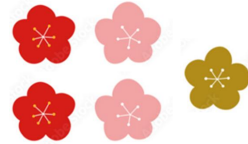
13

カリキュラム構造の例



14

## 5. 【ポイント2】 「公認心理師の職責」の吟味



【含まれる事項】

<現状>

- ① 公認心理師の役割
- ② 公認心理師の法的義務及び倫理
- ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保
- ④ 情報の適切な取扱い
- ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
- ⑥ 自己課題発見・解決能力
- ⑦ 生涯学習への準備
- ⑧ 多職種連携及び地域連携

<提案>

- ① 公認心理師の制度化の歴史と社会的ニーズ
- ② 公認心理師の専門性と求められる資質と能力
- ③ 公認心理師の基本業務とその展開
- ④ 公認心理師の法的義務と職業倫理
- ⑤ 安全の確保と情報の適切な取扱い
- ⑥ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
- ⑦ 多職種連携及び地域連携
- ⑧ 反省的実践と課題発見型学習
- ⑨ 職業的発達と生涯研修

公認心理師の  
専門性  
と  
目指すべき姿  
(コンピテンシー)  
を明示

15

## 6. 【ポイント3】 基盤・理論科目への実践性の付与

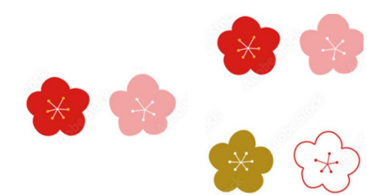
「心理学概論」の【含まれる事項】

<現状>

- ① 心理学の成り立ち
- ② 人の心の基本的な仕組み及び働き

<提案>

- ① 心理学の成り立ち
- ② 人の心の基本的な仕組み及び働き
- ③ 心理学の各領域の概要と相互関係
- ④ 心理学の心理支援への貢献
- ⑤ 心理学と関係する他学問領域



実践性の付与  
他科目との関連  
学際的考え方

16

## （【ポイント3】実践性の付与）

### 「心理学統計法」の【含まれる事項】

<現状>

- ① 心理学で用いられる統計手法
- ② 統計に関する基礎的な知識

<提案>

- ① 心理学で用いられる統計手法
- ② 統計に関する基礎的な知識

③ 心理尺度の信頼性と妥当性

④ 心理支援結果の評価に用いられる統計手法

実践性の付与

17

## （【ポイント3】実践性の付与）

### 「感情・人格心理学」の【含まれる事項】

<現状>

- ① 感情に関する理論及び感情喚起の機序
- ② 感情が行動に及ぼす影響
- ③ 人格の概念及び形成過程
- ④ 人格の類型、特性等

<提案>

- ① 感情に関する理論及び感情喚起の機序
- ② 感情が行動に及ぼす影響
- ③ 人格の概念及び形成過程
- ④ 人格の類型、特性等

⑤ 感情・人格と心理支援

実践性の付与

18

## 7. 【ポイント4】実習演習科目の充実

### 「演習実習科目」の【含まれる事項】<現状>

① 知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の（ア）から（オ）までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げる。

（ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得

- （1）コミュニケーション
- （2）心理検査
- （3）心理面接
- （4）地域支援等

（イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

（ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ

（エ）多職種連携及び地域連携

（オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

19

## （【ポイント4】実習演習科目の充実）

この科目は、公認心理師の有すべき基本的技能の体験的な修得と、実務現場を想定した実際の業務の体験的理解を行う。ここでいう基本的技能とは、心理に関する支援を要する者等に関する技能であり（ア）に挙げた。

（中略）

（ア）心理に関する支援を要するものに対する基本的技能の修得

- （1）心理的アセスメント
- （2）心理面接
- （3）関係者に対する心理支援
- （4）心の健康教育・啓発

また、基本的技能をふまえ、実際の実務現場を想定し、どのように心理支援が展開されているかを、事例検討での討論への主体的な参加を通して疑似的に体験する。なお、事例検討においては、心理実習や心理実践実習等の課題発見型学習といった主体的な姿勢を重視し、（ア）に関する役割演技とあわせて、以下の（イ）～（オ）の基本的事項の修得を目指す。

（イ）基本的姿勢やコミュニケーション、職業倫理も含めたプロフェッショナリズム

（ウ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成、支援の実際、その結果評価の方法

（エ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ

（オ）多職種協働及び地域連携、アドボカシー

20

## 「心理演習」「心理実習」の到達目標（新規）

「演習実習科目」の【含まれる事項】<提案>

- (1)公認心理師としてのプロフェッショナリズムを理解し、職業倫理及び法的義務、社会や組織等から求められている役割の実際を体験的に説明できる **\*プロフェッショナリズム**
- (2)心理支援に関して多面的に内省しながら検討する反省的実践を、体験を通して行うことができる **\*反省的実践**
- (3)心理に関する支援を要する者等（本人、家族、友人等）や、多職種関係者、機関、団体、市民等との円滑なコミュニケーションや信頼関係のあり方を、体験を通して理解し説明できる **\*コミュニケーション**
- (4)心理に関する支援を要する者等との適切な心理支援関係の実際について、体験に基づき説明できる **\*心理支援関係の形成**
- (5)心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握、支援計画の作成、支援の実施、予想される結果の評価の実際を、体験に基づき説明できる **\*支援計画の作成と実施・評価**
- (6)様々な役割の人々による要支援者の現実生活を視野に入れたチームアプローチの実際を、体験的に説明できる **\*チームアプローチ**
- (7)多職種協働や地域連携実際を体験に基づいて理解を深め説明できる **\*多職種・地域連携**
- (8)基本的な専門的技術（以下a-d）の実際を体験に基づいて理解を深め説明できる  
a)心理的アセスメント、b)心理面接、c)コンサルテーション、d)心の健康教育・啓発活動 の実践的理解 **\*専門的技術**
- (9)当該実習先機関が地域社会の中ではたす役割を理解し、具体的に地域社会への働きかけの実際を理解し説明できる **\*機関と地域社会** ◇(9)は心理実習のみ

21

## 「心理演習」「心理実習」の考え方

- 「基本的技能」を公認心理師の4業務に設定  
\*その修得を、含まれる事項・到達目標に明示
- 「プロフェッショナリズム」（専門性）を主要事項として設定
- 「理解・ニーズ把握・支援計画」に加え、「支援の実際・評価」を含める \*心理演習での事例検討、心理実習での指導者からのレクチャーの中で実際に触れる
- 到達目標をコアコンピテンシーと関連させ明示し、成績評価も心理演習・心理実習で共通なものとなり、指導の一貫性が保てる
- 大学院の「心理実践実習」においても、到達目標を一貫させ、コアコンピテンシーの獲得を継続的に目指せる

22

## コアコンピテンシー (養成段階で特に重視する内容)

再掲

プロフェッショナリズム
心理支援の基本的遂行能力*
反省的実践
関係性
科学的知識と方法
多様性と個別性
多職種協働/学際的な考え方
研究と評価

◇黄色:基盤コンピテンシー  
◇白色:機能コンピテンシー

公認心理師養成機関連盟(2023).コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言  
<https://kouyouren.jp/>

23

## 8. ディスカッションにむけて

- 【4つのポイント】について、自由に話し合ってみましょう  
【ポイント1】  
コアコンピテンシー獲得のためのカリキュラム構造
- 【ポイント2】  
「公認心理師の職責」の吟味
- 【ポイント3】  
基盤・理論科目への実践性の付与
- 【ポイント4】  
実習演習科目の充実



- その他、コア・カリキュラムに関する意見を出し合ひましょう

24

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 第15回研修会

セッション2  
「公認心理師養成コアカリキュラム」—大学院課程のコアカリキュラム

樋口 亜瑞佐（公認心理師養成カリキュラム検討委員会・愛知教育大学）

1

## アウトライン

1. コア・コンピテンシーの獲得に向けて
2. 附属相談施設のありかた  
①ディスカッション
3. コンピテンシー・モデル
4. 生涯研修を視野に入れた  
資格取得後のベンチマークに関する提案  
②ディスカッション
5. まとめ

2

## 大切なこととして -公養連カリキュラム検討委員会の提案-

- 「**教えすぎない教育**」が大学院課程における指導において大切なことではないでしょうか。
- 大学院生らが実践を通じて主体的に学ぶ機会を指導者が提供し、彼らが**自ら気づき・感じ取る**ことが、公認心理師のコア・コンピテンシー獲得につながると当委員会は考えます。
- なお今回のコア・カリキュラムの提案は、各大学ごとのDP含む専門家育成のねらいや、教員のオリエンテーション、附属あるいは関連する施設・機関などの特長などがすでにあることを前提に、当委員会として推奨したい点を述べさせていただきます。

3

19

## 1. コア・コンピテンシーの獲得にむけて

4

# コア・コンピテンシー

学部課程に続き  
**再掲**

- プロフェッショナリズム
- 心理支援の基本的遂行能力\*
- 反省的実践
- 関係性
- 科学的知識と方法
- 多様性と個別性
- 多職種協働/学際的な考え方
- 研究と評価

◇黄色:基盤コンピテンシー  
◇白色:機能コンピテンシー

公認心理師養成機関連盟 (2023). コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言 <https://kouyouren.jp/>

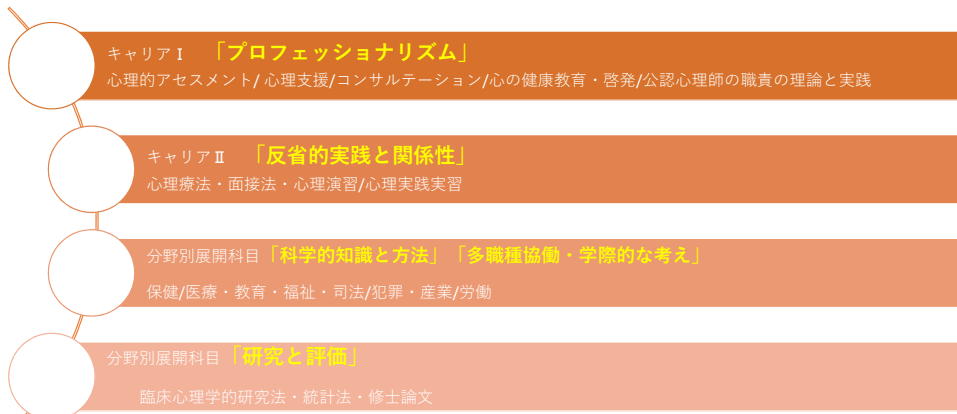
# コア・コンピテンシーのベンチマーク

- 各職業的発達におけるベンチマークのうち大学院での「担当ケース」実習前から「大学院修了時」までのコアコンピテンシーの獲得について、右図のように提案したい。

コアコンピテンシー	学部卒業	大学院「担当ケース」実習前	大学院修了時
	ベンチマーク 1	ベンチマーク 2	ベンチマーク 3
プロフェッショナリズム	公認心理師のプロフェッショナルに関する知識を習得している	プロフェッショナルリズムを理解し、指導の下で適切にふるまえる	いくつかの場面でプロフェッショナルリズムを有したふるまいができる
心理支援の基本的遂行能力	心理支援の基本スキルに関する知識を修得している	心理的アセスメントと心理支援のスキルを適切に行える	要支援者の理解とニーズの把握、支援計画の策定、結果評価、支援計画の再設定について、主体的に実施できる
反省的実践		反省的実践としてロールプレイを行える	今後の資質向上のための計画を立てられる
関係性		基本的な関係性を築くことができる	
科学的知識と方法	コミュニケーションや多職種協働、倫理、実務等の知識を、現場で体系的に修得している		科学的知識と方法を心理支援に活用できる
倫理・法的規律と統制		倫理的配慮、法令遵守を理解しふるまえる	
多様性と個別性		多様性や個別性を重視してふるまえる	
多職種協働/学際的な考え方			多職種の視点や支援方法について基本的な知識を持ち、活用できる
研究と評価	心理学に関する基本的な方法を修得し、研究の立案実施ができる		心理支援に関連した研究や評価を行うことができる
(スーパーヴィジョン・教育) (管理・運営)			

公認心理師養成機関連盟 (2023). コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言 <https://kouyouren.jp/>

# 大学院カリキュラムの構造



公認心理師養成機関連盟 (2023). コンピテンシー・モデルに基づくカリキュラムの提言 <https://kouyouren.jp/>

## 大学院 コア・コンピテンシー (△はワーク等を通じた学修)

科目名	プロフェッショナリズム	臨床実践の基本的遂行能力	反省的実践	関係性	科学的知識と方法	多様性と個別性	多職種協働/学際的な考え方	研究と評価
I 心理学実践基盤科目								
1. 公認心理師の職責の理論と実践	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 心理的アセスメントに関する理論と実践	○	○	○	○	○	○	△	○
3. 心理的支援に関する理論と実践	○	○	○	○	○	△	○	○
II 心理学実践展開科目								
4. 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する支援と実践	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 心の健康教育に関する理論と実践	○	○	○	○	○	○	○	○
III 分野別展開科目								
1. 保健医療分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
2. 福祉分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
3. 教育分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
4. 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
5. 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
IV 実習科目								
1. 心理実践実習	○	○	○	○	○	○	○	△ <sup>8</sup>

## 2. 附属相談施設のありかた

9

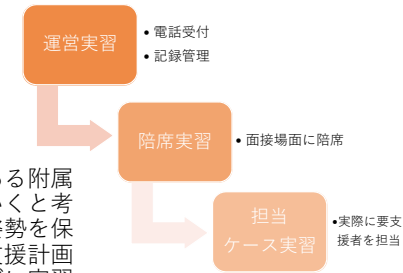
## 附属相談施設

### • 附属相談施設の位置づけ

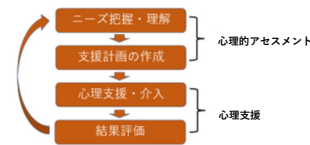
臨床心理士養成段階から、組織的位置づけとして明確である附属相談施設は、公認心理師養成の重要な場としても機能していくと考えます。ここではプロフェッショナリズムを有した基本的姿勢を保ち、要支援者に対して基本的技能を用いたニーズの把握・支援計画の作成・支援の実際や結果評価について、実習指導者ならびに実習担当教員の指導の下で体験的に学修することが可能です。

院生は十分な事前・事後指導を通じて担当ケースとの関係性を構築し、反省的实践を行うことの重要性に触れるなど、ほとんどすべてのコアコンピテンシーに関連する事項を実践できるといえます。

附属相談施設では、電話受付対応・記録管理といった運営・マネジメントを体験し、ケースのコーディネート・チーム連携（**運営実習**）を学ぶことが可能です。これは「担当ケース」実習の前の段階として貴重な体験であり、陪席を体験する実習も（**陪席実習**）行われていきます。これらの状況を総合したうえで担当教員（指導者）は院生が「**担当ケース**」実習を行うレディネスが整っているかの判断や、今後の指導において必要な点に関する検討も可能になります。



### 担当ケース実習で行うこと



10

## ベンチマークとしての提案

### • 大学院「担当ケース」実習前

- プロフェッショナリズムを理解し、指導の下で適切にふるまえる
- 基本的な信頼関係を作ることができる
- 心理アセスメントと心理支援のロールプレイを適切に行える
- 反省的实践としてロールプレイを行える
- 倫理的配慮・法令順守を理解しふるまえる
- 多様性や個性を重視してふるまえる

### • 大学院修了時

- いくつかの場面でプロフェッショナリズムを有したふるまいができる
- 要支援者の理解とニーズの把握、支援計画の策定、結果評価、支援計画の再設定について主体的に実施できる
- 今後の資質向上のための計画を立てられる
- 科学的知識と方法を心理支援に活用できる
- 多職種の見点や支援方法について基本的な知識を持ち活用できる
- 心理支援に関連した研究や評価を行うことができる

11

2/

## ディスカッション #1

### • 附属相談施設での実習のあり方についてうかがいます。

- ご所属先の附属相談施設の特長や地域性について
- 相談施設がない場合に置き換えられそうな実習は
- 実習における工夫や配慮、苦労されていること
- 今後の指導において考えておられること

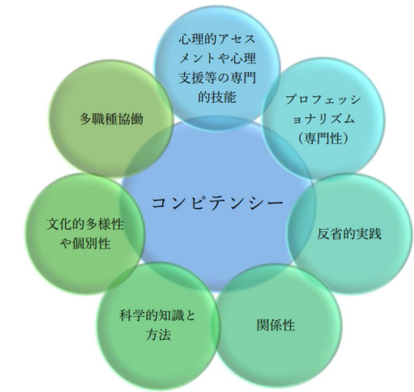


12

### 3. コンピテンシー・モデル

### コンピテンシー・モデル

- 日本公認心理師協会（職能団体）は、要支援者のために質の高い支援を行う専門家像として、コンピテンシー・モデルを提案しています。
- 職能団体の考える生涯研修の考えたかもふまえ、養成段階でのベンチマークはもちろん、実践者としての5年目、10年目のベンチマークの設定が重要です。
- 養成段階では、「目指すべき公認心理師像」について、**真摯に迷い続ける力**の獲得もまた大切です。



### コンピテンシー・モデル\_真摯に迷い続ける連続性をどう作るか

- I 心理学実践基盤科目を考えるうえで...

#### 「学部科目とのつながりを意識する」

学部科目である「公認心理師の職責」は、公認心理師を目指す学生にとって実践する自分自身を具体的にイメージする契機となる科目です。学部科目の段階では制度化の流れや必要とされる資質、職業倫理などのほか、多職種連携、課題発見型学習といったところが重要になりますが、**職業的発達と生涯研修として公認心理師の職業的発達の基本的考え方（職業的発達モデル・職業発達上の危機とセルフケアを含む）**まで扱えることが望ましいと考えます。

#### 大学院 コアコンピテンシー (△はワーク等を通じた学修)

科目名	プロフェッショナリズム	臨床実践の基本的遂行能力	反省的実践	関係性	科学的知識と方法	多様性と個性	多職種協働/学際的な考え方	研究と評価
<b>I 心理学実践基盤科目</b>								
1. 公認心理師の職責の理論と実践	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 心理的アセスメントに関する理論と実践	○	○	○	○	○	○	△	○
3. 心理的支援に関する理論と実践	○	○	○	○	○	△	○	○
<b>II 心理学実践展開科目</b>								
4. 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する支援と実践	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 心の健康教育に関する理論と実践	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>III 分野別展開科目</b>								
1. 保健医療分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
2. 福祉分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
3. 教育分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
4. 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
5. 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	○	○	△	△	○	△	○	○
<b>IV 実習科目</b>								
1. 心理実践実習	○	○	○	○	○	○	○	△

## コンピテンシー・モデルに向けて

- I 心理学実践基盤科目に対する提案のうちの一つとして...  
「公認心理師の職責の理論と実践」の設置（推奨）

学部科目である「公認心理師の職責」の理論と方法を発展して修得するとともに、自らその職責を身につけ、実践し続けるための生涯学習の実践を学ぶことが望ましいと考えます。

そこで心理実践実習の体験を、理論的に考察し、かつ体験をふまえ自らの臨床家像を吟味し、将来の自己研鑽計画を策定するための科目の設定を推奨しています（今のところ、そのような場がないため）。

プロフェッショナリズムのほか、心理支援の基本的遂行能力・反省的実践の体験的な獲得につながることが期待されます。特に臨床心理士養成を行っている大学院の場合、臨床心理学概論が該当すると考えます

17

## 職業的発達と生涯学修の実践

- 公認心理師の職責の理論と実践においてめざすコンピテンシー

- ①公認心理師の専門性に関する理論と実践
- ②公認心理師の基本業務と展開業務の実践
- ③公認心理師の職業倫理の理論と実践
- ④保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の業務の理論と実践
- ⑤多職種連携及び地域連携の理論と実践
- ⑥反省的実践と課題発見型学習の実践
- ⑦職業的発達と生涯研修の実践

18

## 4. 生涯研修を視野に入れた 資格取得後のベンチマークに関する提案

## 修了後のベンチマーク

- 実務5年目
  - (a) プロフェッショナリズムを有した基本的な姿勢を自律して保つことができる
  - (b) 基礎的な機能コンピテンシーを獲得しており、自律して4つの基本業務を安定して行うことができる
  - (c) 必要な展開業務を理解し一部を担える
  - (d) 勤務している分野に特化したより専門性の高い業務の一部を担える
  - (e) 自らの到達目標の達成状況をアセスメントし、資質向上のための計画を策定できる
- 実務10年目
  - (a) 難しい場面においても、プロフェッショナリズムを有した姿勢を維持できる
  - (b) 基本業務においてより複雑な事例に柔軟に対応できる
  - (c) 基本業務に加え展開業務も主体的に実施できる
  - (d) 勤務している分野に特化したより専門性の高い業務を担える
  - (e) 多職種連携においてリーダー的な立場で活動できる
  - (f) スーパーヴィジョンを含めた指導者としての役割が取れる

機能コンピテンシー

項目	学部	大学院
心理アセスメント	心理アセスメント	心理アセスメントに関する理論と実践
心理支援	心理学的支援法	心理支援に関する理論と実践
コンサルテーション	心理学的支援法	心理支援に関する理論と実践
心の健康教育・啓発	心理学的支援法	心の健康教育に関する理論と実践
研究と評価	心理学的研究法	} 修士論文の作成
	心理学的統計法	
	心理学的実験・評価法	
スーパービジョン・教育	公認心理師の職責	心理実践実習
管理・運営	公認心理師の職責	心理実践実習
アドボカシー	公認心理師の職責	心理実践実習
	心理実習	

19

23

20

## ディスカッション#2

・**修了後の生涯学習のあり方**についてうかがいます。

- 0) ご自身の実践されてきた生涯学習
- 1) 公認心理師の生涯学習で必要なポイント  
(修了生に勧めている内容など)



21

## 5. まとめ

- 学部は「知る・理解する」、大学院は「実践を通じて身に着ける」に主眼が置かれると思います。コア・コンピテンシーの獲得をふまえた、総合的な養成教育のあり方を深める必要があります。
- そのためにも「担当ケース」実習体験が、生涯にわたってのコンピテンシー獲得につながっていくか、検討を深めていければと考えます。
- これからはこれまで培ってきた実績もふまえ、生涯研修のあり方についてますます議論を重ねていく必要があります。
- 本日までのご提案はあくまで各大学のDPや実情など、様々な点を踏まえた中で、可能な範囲で推奨したいポイントを挙げさせて頂いた次第です。

22

ご清聴ありがとうございました

23

24